

(案)

森林環境保全整備事業（小川22外誘導伐・地拵外4） 請負契約書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負予定数量	請負予定金額	事業場所	生産完了検査場所
森林環境保全整備事業（小川22外誘導伐・地拵外4）	スギ外素材 地拵外4	生産資材等内訳書のとおり 造林事業内訳書のとおり	1,700m ³	請負金額 金 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円也)	徳島県三好市東祖谷小川国有林22林班い小班外4	最 終 山 元

(注) ()の部分は、請負者が課税対象者である場合に使用する。

2 事業期間

自 令和 年 月 日 (契約締結日の翌日)

至 令和7年3月14日

3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払	月 1 回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定年月日
封印パンチ		1個	徳島森林管理署	令和 年 月 日
封印鉛、鉄線、送り状カード		1式	徳島森林管理署	令和 年 月 日

5 特約条項

別紙特記仕様書のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業製品生産事業請負標準仕様書及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 徳島県徳島市川内町鶴島239-1
分任支出負担行為担当官
徳島森林管理署長 尾山 真一

請負者

生産資材等内訳書

誘導伐	林小班	立木 仕掛品別	樹種	面積 ha	本数	立木 材積	立木 単材積	平均 直径	本数 伐採率	備考
	22い	立木	スギ	0.10	45	56.47	1.25	42	100%	62年生 誘導伐
			ヒノキ	3.53	2,805	1,189.10	0.42	26	100%	
			小計	3.63	2,850	1,245.57	0.44			
	68い	立木	スギ	0.96	504	463.30	0.92	36	100%	67年生 誘導伐
			ヒノキ	2.03	2,245	1,041.42	0.46	26	100%	
			小計	2.99	2,749	1,504.72	0.55			
	合計		スギ計	1.06	549	519.77	0.95			
			ヒノキ計	5.56	5,050	2,230.52	0.44			
				6.62	5,599	2,750.29	0.49			

12上 誘導伐の内搬出対象木	林小班	立木 仕掛品別	樹種	面積 ha	本数	立木 材積	立木 単材積		生産予定 材積	備考
	22い	立木	スギ	0.10	45	56.47	1.25		30	62年生
			ヒノキ	3.53	2,805	1,189.10	0.42		745	
			小計	3.63	2,850	1,245.57	0.44		775	
	68い	立木	スギ	0.96	504	463.30	0.92		290	67年生
			ヒノキ	2.03	2,245	1,041.42	0.46		480	
			小計	2.99	2,749	1,504.72	0.55		770	
	合計		スギ計	1.06	549	519.77	0.95		320	
			ヒノキ計	5.56	5,050	2,230.52	0.44		1,225	
				6.62	5,599	2,750.29	0.49		1,545	

12上 作業道搬出対象木	林小班	立木 仕掛品別	樹種	面積 ha	本数	立木 材積			生産予定 材積	備考
	22い	立木	スギ	0.01	5	7.78			5	
			ヒノキ	0.08	64	44.56			20	
			小計	0.09	69	52.34			25	
	68い	立木	スギ	0.20	105	95.85			50	
			ヒノキ	0.28	308	140.56			80	
			小計	0.48	413	236.41			130	
	合計		スギ計	0.21	110.00	103.63			55	
			ヒノキ計	0.36	372.00	185.12			100	
				0.57	482	288.75			155	

搬出対象木計	スギ計	1.27	659	623.40			375	
	ヒノキ計	5.92	5,422	2,415.64			1,325	
		7.19	6,081	3,039.04			1,700	

地点別生産数量

区分	最終積込				山元積込		山元巻立		計
	徳島県三好市	徳島県三好市	高知県香美市	高知県香美市	高知県香美市		小川22		
土場									
内訳	システム (A・B材)	システム (C材)	システム (A・B材)	システム (C材)	委託				
人工林	600	300	150	100	500			50	1,700
計									

注：山元積込は、委託材として運搬費は契約から除く

注：最終積込、山元積込、山元巻立の各数量は、発注者の指示等により変動が生じる場合がある。

工種	規格	時間
森林作業道修繕	0.28	-
	0.45	70

造 林 事 業 内 訳 書

記入 番号	作業種	国有林等名	林小班	面積 (数量)	単位	樹種・本数			事業期間等
						スギ	ヒノキ	計	
1	地拵	小川	22い	3.63	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和7年3月14日 筋刈筋置
2	地拵	栗枝渡	68い	2.99	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和7年3月14日 筋刈筋置
計				6.62	ha				
1	植付	小川	22い	3.63	ha	5,808			自 契約締結日の翌日 至 令和7年3月14日
2	植付	栗枝渡	68い	2.99	ha	4,784			自 契約締結日の翌日 至 令和7年3月14日
計				6.62	ha	10,592			
1	単木保護具設置	小川	22い	5,808	本				自 契約締結日の翌日 至 令和7年3月14日
2	単木保護具設置	栗枝渡	68い	4,784	本				自 契約締結日の翌日 至 令和7年3月14日
計				10,592	本				
1	下刈	栗枝渡	68い1	2.26	ha				別途協議 全刈
2	下刈	坂瀬	70い1	2.58	ha				別途協議 筋刈
計				4.84	ha				
1	除伐	小島	66ほ15	1.69	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和7年3月14日
計				1.69	ha				
合計				19.77 10,592	ha 本	10,592		10,592	

添付書類

- 1 技術提案の評価内容の担保のため、技術提案書様式2～8のうち採用された技術提案書を契約書に添付する。
- 2 請負者が共同事業体を結成している場合は、共同事業体協定書を契約書に添付する。

造材寸法書（人工林）

基本的事項

- 1 基本は直材を原則とし、有利に販売できる造材に努め、安易に低質材としないこと
- 2 一般材の造材については、根張り、空洞等の欠点を切り離すこと
- 3 以下にない事項及び監督職員等の指示があった場合は、その指示によること

I スギ一般材

- 6 m柱適材【委託材】
径級18～22 cmの直材を原則とする
- 4 m材【システム・委託材】
径級14 cm上の直・小曲・曲・等外材とする
- 3 m材【システム・委託材】
径級14 cm上の直・小曲・曲・等外材とする
- 2 m材【システム材】
径級18 cm上の直材を原則とする
- 3・4 m小径材（径級13 cm下）【システム材・委託材】
径級8 cm上とし、直・小曲材を造材すること

II ヒノキ一般材

- 6 m柱適材【委託材】
径級18～22 cmの直材を原則とする
- 4 m材【システム・委託材】
径級14 cm上の直・小曲・曲・等外材とする
- 3 m材【システム・委託材】
径級14 cm上の直・小曲・曲・等外材とする
- 2 m材【システム・委託材】
径級14 cm上の直材を原則とする
- 3・4 m小径材（径級13 cm下）【システム材・委託材】
径級8 cm上とし、直・小曲材を造材すること

III 低質材【システム材】

- 1 スギ 2.0 m～4.0 m材：径級8 cm上とすること（一般材とならない素材）
- 2 ヒノキ 2.0 m～4.0 m材：径級8 cm上とすること（一般材とならない素材）

IV 優良材【委託材】

- 1 元玉には余尺を付けること
- 2 有利販売となる造材とすること

四国森林管理局製品生産事業請負作業仕様書

平成 20 年 4 月 1 日付け 20 四販第 5 号
平成 26 年 2 月 14 日付け 25 四資第 35 号
平成 26 年 9 月 9 日付け 26 四資第 27 号
平成 30 年 2 月 9 日付け 29 四資第 71 号
平成 30 年 5 月 25 日付け 30 四資第 8 号
令和元年 5 月 20 日付け元四資第 14 号
令和元年 8 月 29 日付け元四資第 48 号
令和 2 年 3 月 31 日付け元四資第 97 号
令和 4 年 7 月 25 日付け 4 四資第 71 号
令和 4 年 9 月 2 日付け 4 四資第 84 号

最終改正：令和 6 年 1 月 9 日付け 5 四資第 103 号

第 1 請負事業進行報告書(標準仕様書第 13 条関係)

請負者は、作業開始後翌月から作業終了月まで、別紙「請負事業進行報告書」を毎月 5 日までに監督職員へ提出するものとする。

第 2 採材(標準仕様書第 28 条関係)

採材は特段の指示がある場合を除き別紙「造材寸法書」によることとし、曲がり、腐食等の欠点がある場合には、監督職員の指示に従うこと。

なお、監督職員は、「造材寸法書」に変えて、年度当初に作成する「採材方針書」を使用することができる。

第 3 作業仕様書

作業の実施にあたっては、製品生産事業請負標準仕様書(第 2 章「第 2 5 条～第 3 4 条」)によるほか、別紙に定める「作業仕様書」によることとする。

第 4 その他

提出書類等については、発注者が定めるものを除き、別紙様式を標準とする。

なお、様式については標準的なものであり、記載内容が同等以上であれば任意様式で作成しても差し支えない。また、これ以外については任意様式とする。

間伐等に関する作業仕様書(主伐を除く。)

列状間伐以外の間伐作業に当たっては、製品生産事業請負標準仕様書「第27条の1」の取扱を次のとおりとする。

記

本仕様については、「経常間伐、保育間伐活用型、誘導伐、受光伐、保護伐」(以下「間伐等」という。)事業に適用する。

なお、間伐方法については集材方法や現地の状況等に応じて決める。

- 1 請負者は、間伐等の実施に当たり、伐採対象木が表示されている場合は、表示木以外は伐採しないこと。
- 2 請負者は、間伐等の実施に当たり、伐採対象木が表示されていない場合は、標準地の選木状況を熟知し対象木を選木すること。
なお、選木伐採本数は、生産資材等実行内訳書の本数伐採率とし、許容範囲は本数伐採率の+10%の範囲とする。
- 3 請負者は、伐倒に当たって、対象木以外の立木を損傷しないよう注意すること。
- 4 請負者は、間伐等の実施に当たり、造林木の成長を阻害しているもの及び造林木の成長を阻害するおそれのある雑木類は伐採すること。
なお、植栽木に巻きついている蔓茎類は、根元から切り離すこと。
- 5 請負者は、伐倒した木を保残木に伐りかけたまま放置することなく、地面に引き倒しておくこと。
- 6 請負者は、間伐等に当たって、目的樹種以外であっても、植栽木のない箇所には生育する天然有用樹や尾根筋又は沢筋に生育する有用樹、林分保護上必要な場合は林縁木については保残すること。

トラック積込に関する作業仕様書

トラック積込作業に当たっては、取扱を次のとおりとする。

記

- 1 積載量については、法の定める範囲内で当該車両の運転手が決定する。
- 2 荷崩れしないよう積み込みする。
- 3 その他積荷に当たっては、監督職員又は指定する係員の指示を受けなければならない。
- 4 低質材については、一般材と区分して貯材することとし、トラック積込を行う場合にも、積み合わせは行わないこととする。
なお、これにより難しい場合には、監督職員の指示を受けること。

トラック運材に関する作業仕様書

トラック運材作業に当たっては、製品生産事業請負標準仕様書「第34条」の取扱は次のとおりとする。

記

- 1 運搬途中の荷崩、転落を防止するため、完全に荷締を行ない運搬途中乗務員は随時下車し点検するものとする。
- 2 運搬にあたっては、必ず封印を行うこと。
- 3 封印の実施を委任された請負者は、適任者を指名し書面を以って甲に報告し承認を受けた者に行なわせること。
- 4 発注者の承認を受けた者は、トラック運搬前に次の事項を行うものとする。
 - (1) トラック積込完了後積荷をシメラー等で緊縛した部分に備えつけてある封印パンチによって鉄線と鉛を以って封印すること。
 - (2) 封印パンチ、封印鉛、鉄線、送り状カードを指定された場所に保管し施錠すること。
- 5 トラック運転者は、送り状カードを封印する者から受領し携行すること。
- 6 着地後は、土場等の職員に送り状カードを引渡し、封印及び荷姿の異状の有無の確認を行うこと。
- 7 トラックの運行経路は、指定された路線を運行するものとする。ただし、災害等により運行経路を変更する場合は監督員の承認を得ること。
- 8 運搬途上において、事故のため荷おろしをした場合には、監督職員に速やかに報告すること。
なお、荷おろしした荷物は、直ちに回収の手配をし、着地に運搬すること。
材の取扱いは、損傷を最小限にとどめるよう注意すること。
所定の時間外に運搬を行うときは、あらかじめ監督職員の承認を得て行うこと。
- 9 積荷から検査を終了するまでの間において、輸送物件に生じた損害の賠償は請負者の負担とする。
- 10 一般材と低質材は、積み合わせは行わず、個々のトラックで運搬すること。
なお、これにより難しい場合には、監督職員の指示を受けること。

国有林野及び国の施設等の使用に関する仕様書

1 請負者は、発注者がこの事業の実施のため必要と認めた国有林野及び建物等国の施設を無料で使用できるものとする。

なお、国有林野等の使用に当たっては、事業計画書提出時に索道(機械含む)、現場事務所、資材置場、造材・加工施設、安全管理施設等の仮設物について位置を図面に示し、個々の使用面積を記載した書面を提出すること。

2 請負者は、1の国有林野及び国の施設を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。

3 請負者は、1の施設のうち発注者の指定するものについては、発注者を受取人とする火災保険を付すこと。

4 請負者が故意又は過失により1の施設を滅失、若しくはき損したときは、請負者の負担において現状に復し、又は発注者の認定する金額を損害賠償として、発注者の指定する期間内に納付すること。

ただし、天災不可抗力等による事由であって請負者が善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときはこの限りでない。

5 国有林野及び国の施設等の使用期間

国有林野及び国の施設等の使用期間は、契約書に明示した事業期間とする。ただし、書面をもって発注者の承認を得た場合は使用期間を延長することができる。

6 使用上の条件

(1) 共通的事項

ア 請負者は、目的以外の用途にこれを使用し又は転貸してはならない。

イ 請負者は使用期間中において、発注者若しくは発注者が認めた職員が国有林野及び国の施設等の管理・保全上必要な事項を調査するためにその中に立入ること又は業務の必要上通行若しくは利用することを拒み、妨げ若しくは調査事項に対する報告を怠ってはならない。

(2) 国有林野に関する事項

1に掲げた以外の国有林野の使用については国有林野管理規程に従うものとする。

(3) 国の施設等に関する事項

ア 1に掲げた以外の使用にあたっては別に定める使用申請書を提出しなければならない。

イ 請負者は、引渡し、返還及び管理に要する経費並びに使用期間中の修理費を負担するものとする。ただし特別の理由によりこれにより難いときは発注者、請負者協議のうえその負担額を定めるものとする。

ウ 請負者は、国の施設等の現状を変更してはならない。ただし発注者の承認を受けたときはこの限りでない。

エ 請負者は、3により火災保険を付した場合は速やかに火災保険契約書を発注者に提出すること。

オ 請負者は、借受けた国の施設等について、事業完了前であってもその使用が終わったとき、若しくは契約を変更又は解除したときは速やかに自己の負担で発注者の指定する期間までに国の施設等を現状に復し、別に定める返還届を提出して監督職員等の検査を受けること。

請負代金に関する仕様書

1 請負代金の確定(精算)

製品生産請負事業は、概算契約であることからその精算が必要であり、約款第33条に規定する請負代金の確定は、次のとおり行うものとする。

(1) 直接費確定額

直接費確定額=直接費変動費単価×確定数量+直接費固定費金額とし、生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を精算して確定直接費合計額を算出する。ただし、直接費変動費単価及び直接費固定費金額は、予定価格を構成する単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

(2) 間接費確定額

間接費確定額=(確定直接費合計額÷直接費合計額)×(諸経費+労務関係費)+官給材料取扱経費とする。

この場合、直接費合計額、諸経費、労務関係費、官給材料取扱経費は、予定価格を構成する単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額による。

(3) 消費税

消費税額=(直接費確定額+間接費確定額)×(消費税及び地方消費税)とし、円未満の端数を切り捨てるものとする。

(4) 精算

請負代金確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計とし、請負代金確定額から部分払支払額累計を控除したものを精算額とする。

(5) 計算様式

別紙完了検査調書内訳書のとおりとする。

(6) 確定数量及び確定金額の通知

発注者は、事業が完成した場合は、確定数量及び確定総金額について、別紙「請負契約の数量・金額確定通知書」を作成し、すみやかに請負者に通知するものとする。

2 部分払

約款第38条に規定する部分払の請負代金担当額算定方法は次のとおり行うものとする。

(1) 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量(引渡し数量)に対する部分払とし、その請負代金算定は次による。

{直接費単価×累計検査数量+(累計出来高直接費÷直接費合計)×間接費合計}×(消費税及び地方消費税)×0.9-既支払済額。

この場合、直接費単価、直接費合計額、間接費合計額は予定価格を構成する単価及び金額に落札比率を乗じて求めたものとし、直接費単価は指定中間工程の次工程以降生産完了工程までの変動費、固定費を含む単価とする。又、累計出来高直接費は、直接費単価×累計検査数量とする。

(2) 計算様式

別紙部分検査調書内訳書のとおりとする。

番 号
令和 年 月 日

請負者 殿

〇〇森林管理署長

請負契約の数量・金額確定通知書

令和 年 月 日付けで請負契約を締結した森林環境保全整備事業(〇〇山〇〇保育間伐【活用型】)について、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第1条第13項、第14項及び四国森林管理局製品生産請負作業仕様書の請負代金に関する仕様書1(6)に基づき、最終精算の結果、下記のとおり請負契約数量及び請負金額が確定したので通知します。

記

1. 請負数量	予定数量	m ³ (変更後)
	確定数量	m ³
	増(減)	m ³
	※別紙内訳書のとおり	
2. 請負金額	予定総金額	円 (変更後)
	確定総金額	円 (精算)
	(うち消費税額	円)
	増(減)	円
※別紙内訳書のとおり		
3. 事業期間	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	

請負数量増減内訳書

単位：m³

検査区分	搬出先	区分	当初数量	確定数量	増減
計					

請負金額増減内訳書

単位：円

当初請負金額	確定金額	増減

森林作業道作設に関する仕様書

I 適用範囲

- 1 この仕様書は、森林作業道作設指針(平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号)に基づき、四国森林管理局内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ定めたものである。
本事業で作設する森林作業道については、本仕様書(森林作業道作設標準例を含む)によることとする。なお、これに仕様を指定していないものについては、当該指針によることを基本とする。
- 2 この仕様書により難しい事項又は特殊な事業については、監督職員の指示あるいは別に定める特記仕様書によるものとする。
- 3 設計図書に関して疑義の生じた場合は、監督職員と協議のうえ事業を実行するものとする。

II 事業管理

1 事業実行

- (1) 事業実行に当たっては、林地保全に配慮するとともに保残木や稚幼樹の保護に努めなければならない。
- (2) 事業実行に伴う支障木の発生は極力防止するものとし、止むを得ず発生する場合又は発生のおそれのある場合は、監督職員に届け出てその指示を受けてから処理を行うものとする。
ただし、監督職員の指示を受ける前に人命の安全などのため緊急措置として止むを得ず伐除する必要が生じた場合は、伐除後速やかに監督職員に報告しなければならない。
請負者は事業上必要な諸施設の内容、設置箇所等については、監督職員の指示に従い、所定の手続を経て実行するものとする。
- (3) 事業実行に当たっては、諸法令及び諸通知に示す指導事項を遵守しなければならない。

2 路線計画及び概略図等の提出

次の点を反映した森林作業道の概略図等(1/5000の図面等)を契約に先立ち作成、提出し、確認を受けるものとする。

なお、契約締結後は事業計画書に添付し提出するものとする。

- (1) 地形・地質の安定している安全な箇所を通過するように選定する。
- (2) 作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。
- (3) 線形は、地形に沿った屈曲線形とする。

3 路線計画及び概略図等の変更

事業計画書に添付し承諾を得た路線計画及び概略図等に変更が生じたときは、その変更内容について発注者に提出し、その承諾を得ること。

4 森林作業道完成報告書の提出

請負者は全体事業が完了した時点で、森林作業道完成報告書を提出するものとする。

III 土工

1 通則

- (1) 土工区分
土工区分・幅員については、森林作業道作設標準例に示すところによる。
- (2) 伐開
 - ① 伐開は、原則として幅員部分とし、のり頭や盛土のり面内の立木は極力残置することとする。また、現地に区域を示す場合はその区域とする。
 - ② 伐開の時期は、計画線(中心線)の変更に柔軟に対応出来るよう土工と並行して行うこととする。
- (3) 飛散
飛散は、出来るだけ減少させるよう努めるとともに、必要に応じて編柵木柵等を設けなければならない。

2 切土

- (1) 切土及び盛土は、切土量・盛土量の均衡を図り、運搬盛土を最小限にとどめるとともに、残土を発生させないように努めるものとする。
- (2) 切土のり勾配は、原則として2.0m未満の直切りとし、それ以上の場合は労働安全衛生規則第356条(掘削面のこう配の基準)により実施しなければならない。
- (3) 切土のり面は、なじみよく仕上げるとともに、玉石、転石等でのり面に浮いている不安定なものは、取り除かなければならない。
- (4) 施工中に崩落、地滑りなどが生じた場合、或いは生じる恐れがある場合、速やかに対策を講じるため監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

3 盛土

- (1) 盛土工は、表土をはぎ取り、のり尻から各層毎にバックホウで逐次転圧しながら盛りたてていくこととし、一層の厚さは30cm程度を標準とする。
- (2) はぎ取った表土や掘り取った伐根等は、盛土のり面に心土とともに積み上げ転圧し、盛土のり面の土留め等として活用するものとする。
- (3) 盛土のり面には、早期植生を促すため及びのり面保護のため、切土ではぎ取った表土を使用して仕上げるものとする。

4 木製構造物

- (1) 岩石地等転圧が馴染まない箇所では、必要に応じて丸太組土留工を施工するものとする。
- (2) 盛土のみで幅員の安全が確保できない箇所については、丸太組土留工等木製構造物を施工して幅員と通行の安全を確保する。
- (3) 使用する丸太材は、原則として支障木を利用することとする。
- (4) 丸太組土留工の床掘りについては、材を設置する部分を施工基面に対して垂直に切り込み、整地のうえ横木等を床掘り面に食い込ませること。横木、控木等を所定の間隔に並べ、釘や鉄線等で締め付け、土砂又は礫等を詰めて締め固めること。

5 排水工

- (1) 搬出作業中の水切り工については作業の支障とならない程度に、流水量を勘案し路体流出とならない程度に適宜簡易に設置するものとする。
- (2) 最終の水切り工の設置については、全作業終了後に森林作業道作設標準例により、適宜設置するものとする。
- (3) 水切り工の施工は、前後の路体と馴染みよく取り付けること。

6 洗越工

- (1) 沢の横断は、原則として周辺の雑石を利用した洗越工とし、沢が高い場合は丸太組土留工或いは石積工等で路面高を確保し、路面流水を防止するものとする。
- (2) 常時流水している箇所や冬場に凍結等の恐れのある箇所は監督職員と協議し想定車両が安全に通行できるよう適切な措置を講ずるものとする。

7 スイッチバック

林地傾斜等により想定車両が安全に走行できる曲線半径の確保が困難な場合は、以下の基準によりスイッチバックを設置することが出来るものとする。

- (1) スイッチバック間の距離は50m以内とし、その間の縦断勾配を8.5度以下とする。
- (2) 回し場については、6m材を積載した想定車両が回転できるものとする。

8 廻し場

- (1) 各森林作業道の終点付近には、原則として想定車輛等の廻し場を設置するものとする。
- (2) 各森林作業道の要所においても、現地の地形等を考慮し、適宜、想定車輛等の廻し場を設置するものとする。

9 その他

- (1) 本事業終了に際しては、事業現場等の整理、清掃し、これに要する費用は請負者の負担とする。
- (2) ゲート・看板の設置については、部外者の進入を防止するため、森林作業道開設後速やかに設置するものとする。
- (3) 上記2～6の工種以外を採用する必要がある場合は、森林管理署長等と協議の上、施行するものとする。
- (4) 発注者は、路線計画と異なる森林作業道を施行した場合等、請負者の責に帰すべき事由により林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができるものとする。この場合において、請負者は発注者の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

(造請－ 2 2 【保育間伐存置型】)

除伐Ⅱ類・保育間伐作業仕様書（未選木林分）

除伐Ⅱ類・保育間伐作業（未選木林分）については、造林事業請負標準仕様書第32条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、現地において発注者の指示した区域とする。
- 2 除間伐木は、存置しても価値の向上が期待できない損傷木、曲がり木、二又木等の形質不良木等から選木伐採するものとする。（除伐Ⅱ類の場合は、胸高直径おおむね6cm以下を目安とする。）
なお、造林木の成長を阻害しているもの及び造林木の成長を阻害する恐れのある雑木類は、除間伐の対象とする。
- 3 造林木の生育に支障のない広葉樹等の侵入木は保存すること。
- 4 除間伐木の選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく疎開することのないように留意する。
- 5 除間伐木の伐採高は、作業能率及び今後の間伐作業等との関連を考慮し、おおむね120cm以下とする。
- 6 伐倒する場合は、必要に応じて受口を切り、努めて横方向に伐倒するものとし、伐倒木の滑落及び他の造林木を損傷しないよう留意する。
- 7 選木伐採本数の伐採率の許容範囲は、事業内訳書に記載の本数伐採率プラス10%とする。
- 8 伐倒木は、残存木に伐りかけたまま放置することなく、地面に引き落とし、必要に応じて等高線に平行に存置することとする。また、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りし、後続作業の支障とならないよう処理すること。
- 9 植栽木に巻きついている蔓茎類は、根元から切り離しておくこととする。
- 10 この仕様書により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示によることとする。

森林作業道作設標準例

四 国 森 林 管 理 局

森林作業道作設の基礎

規格・構造

1 想定車輛

想定車輛は、

- ・ホイールタイプ（車幅2.5 m以下・軸距4.6 m以下）
- ・クローラタイプ（全幅2.5 m以下）

とする。

2 幅員

幅員は3.0 mとする。

曲線部の拡幅は通行可能な幅員とする。

3 使用機械

設計幅員作設に見合った、機械を使用すること。

4 曲線半径

曲線半径は、林地傾斜・地質・地形に応じて車両が安全に走行できる長さとし、6 m材の搬出が出来るものとする。

5 縦断勾配

縦断勾配は、

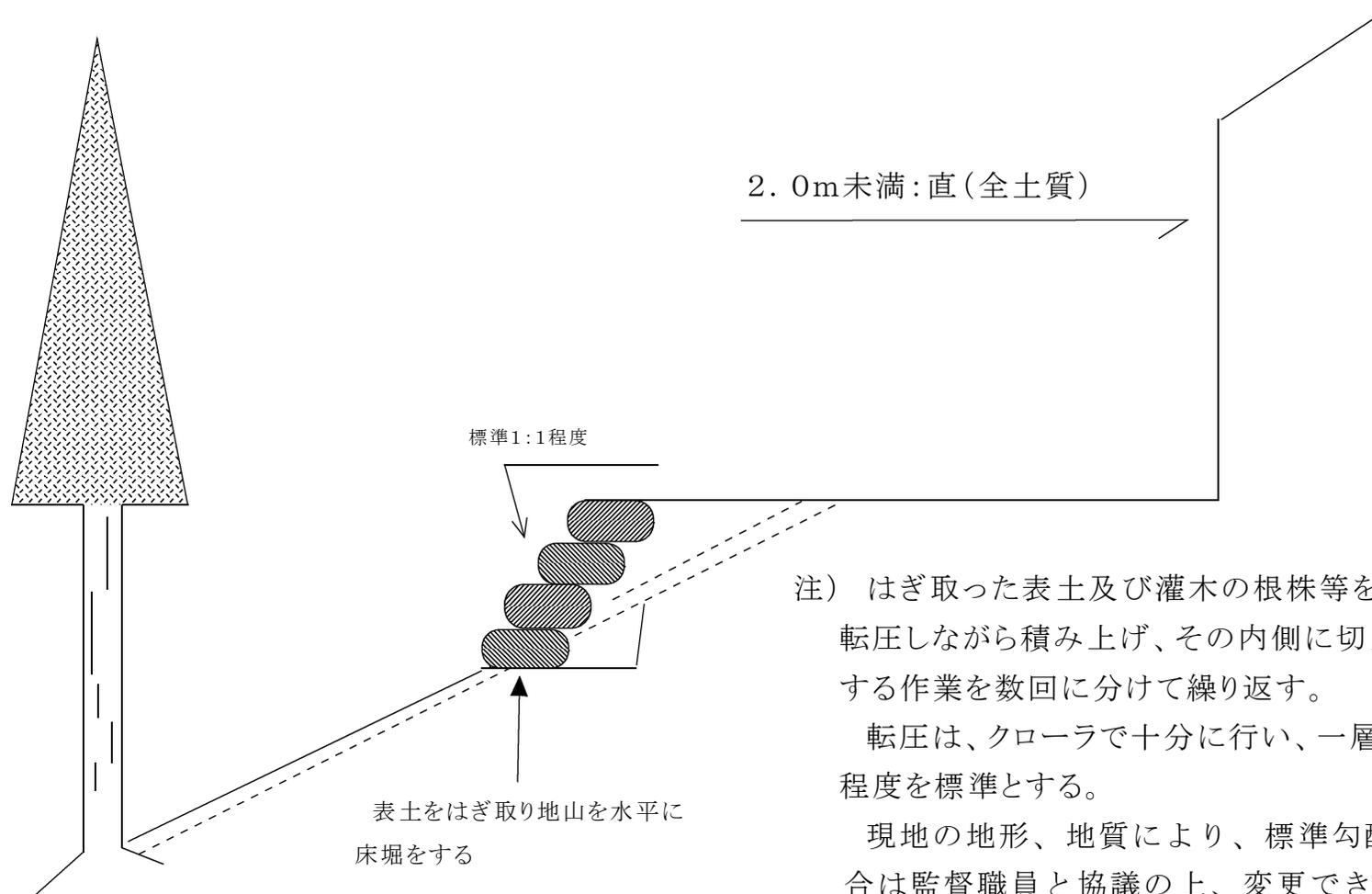
- ・ホイールタイプ最急8度
- ・クローラタイプ14度程度

とする。

6 スイッチバック

林地傾斜等により想定車両が安全に走行できる曲線半径の確保が困難な場合は、スイッチバックを設置出来ることとする。

盛土のり面保護工



注) はぎ取った表土及び灌木の根株等を、ブロック状に転圧しながら積み上げ、その内側に切土を込めて転圧する作業を数回に分けて繰り返す。

転圧は、クローラで十分に行い、一層の厚さは30cm程度を標準とする。

現地の地形、地質により、標準勾配により難しい場合は監督職員と協議の上、変更できるものとする。

萌芽を発生する小灌木は低く切り過ぎないようにする。

丸太組土留工(A)

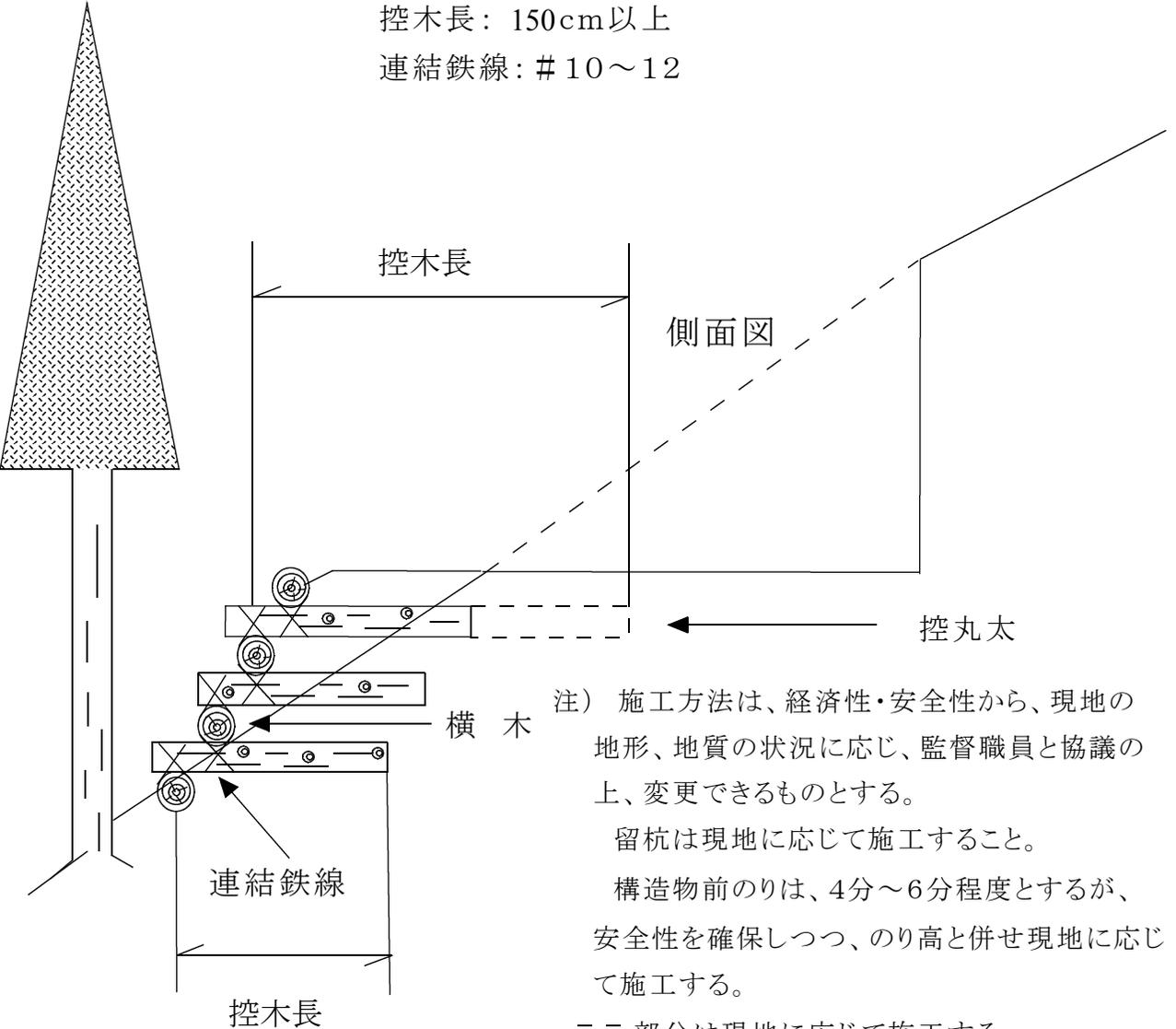
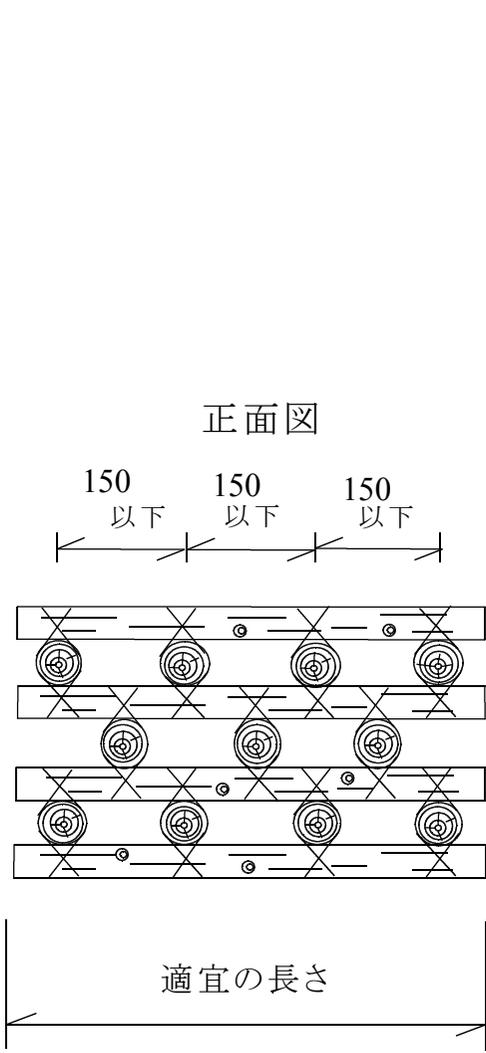
単位: cm

丸太組規格

使用丸太径級(末口): 15cm以上

控木長: 150cm以上

連結鉄線: #10~12



注) 施工方法は、経済性・安全性から、現地の地形、地質の状況に応じ、監督職員と協議の上、変更できるものとする。

留杭は現地に応じて施工すること。

構造物前のは、4分~6分程度とするが、安全性を確保しつつ、のり高と併せ現地に応じて施工する。

「二」部分は現地に応じて施工する。

丸太組土留工(B)

単位:cm

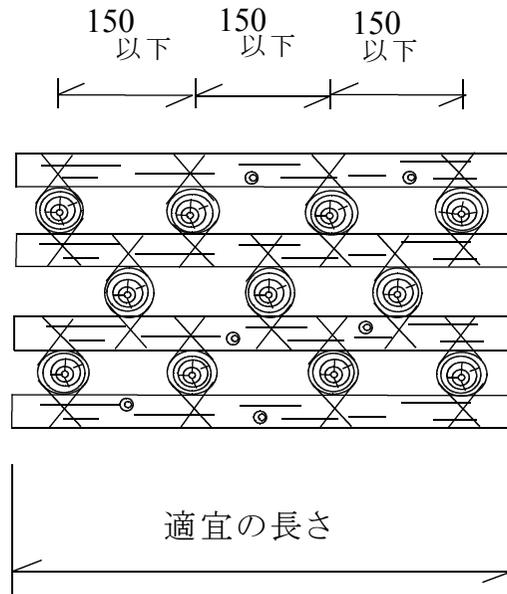
丸太組規格

使用丸太径級(末口):15以上

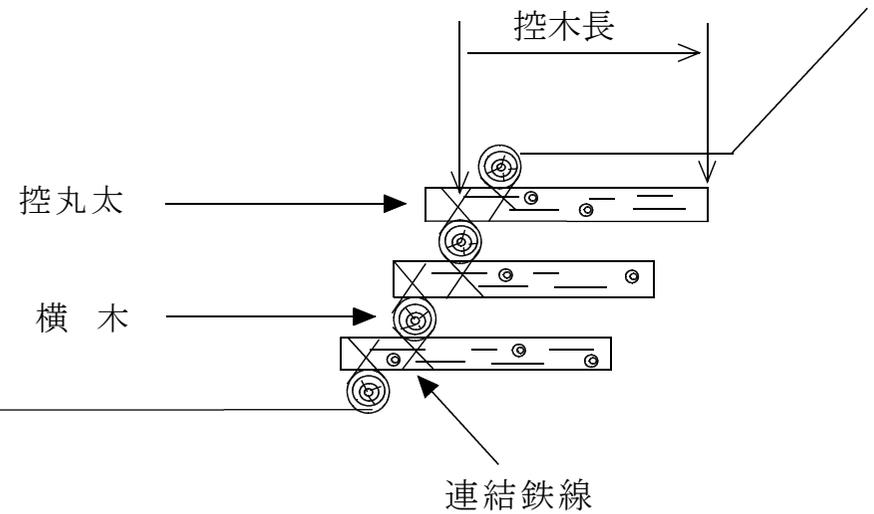
控木長 :原則 80以上

連結鉄線:#10~12

正面図



側面図



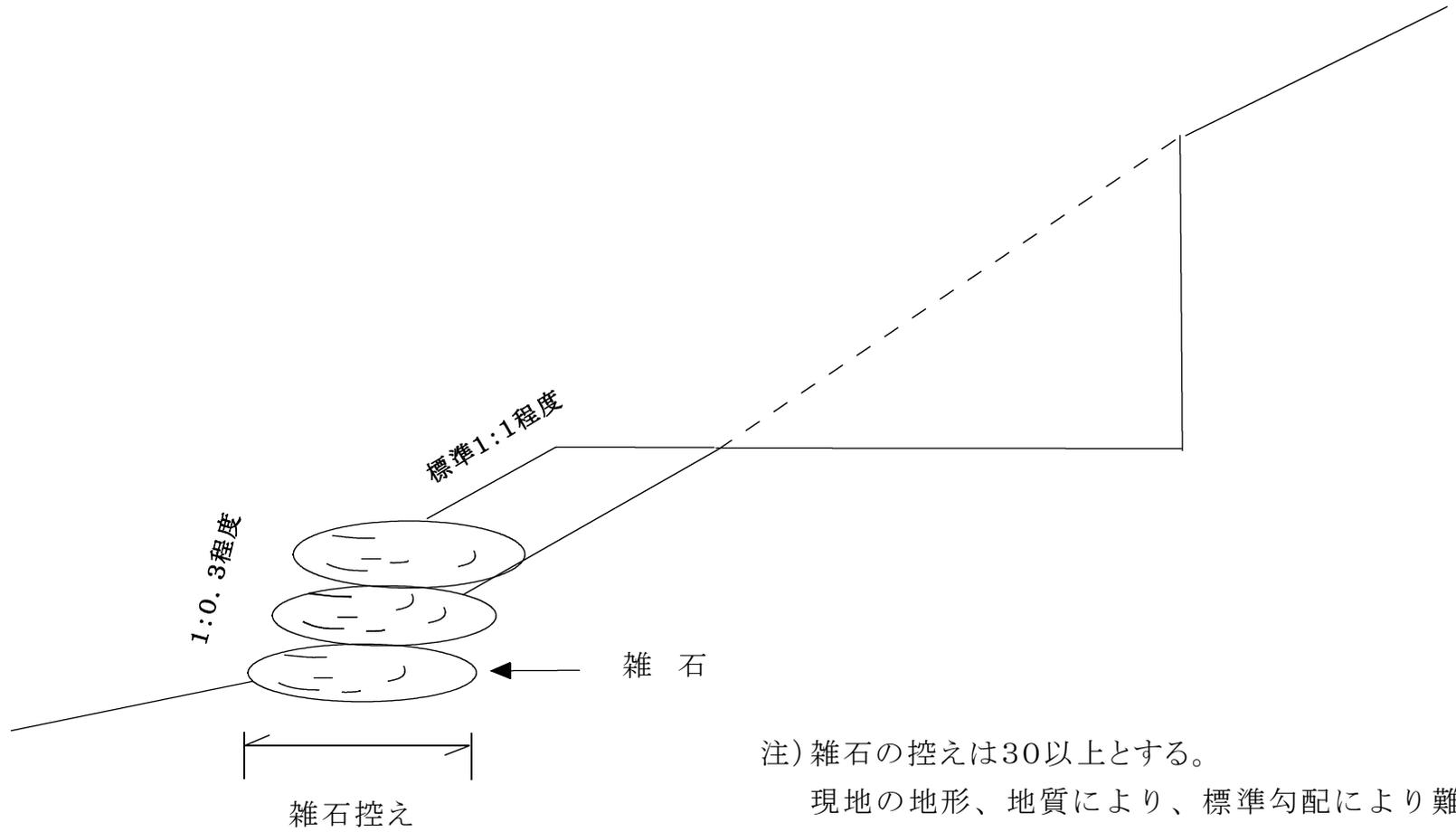
注) 施工方法は、経済性・安全性から、現地の地形地質の状況に応じ、監督職員と協議の上、変更できるものとする。

留杭は現地に応じて施工すること

構造物前のは、4分~6分程度とするが、安全性を確保しつつ、のり高と併せ現地に応じて施工する。

雑石空石積土留工

単位：cm



注) 雑石の控えは30以上とする。

現地の地形、地質により、標準勾配により難しい場合は監督職員と協議の上、変更できるものとする。

水切工

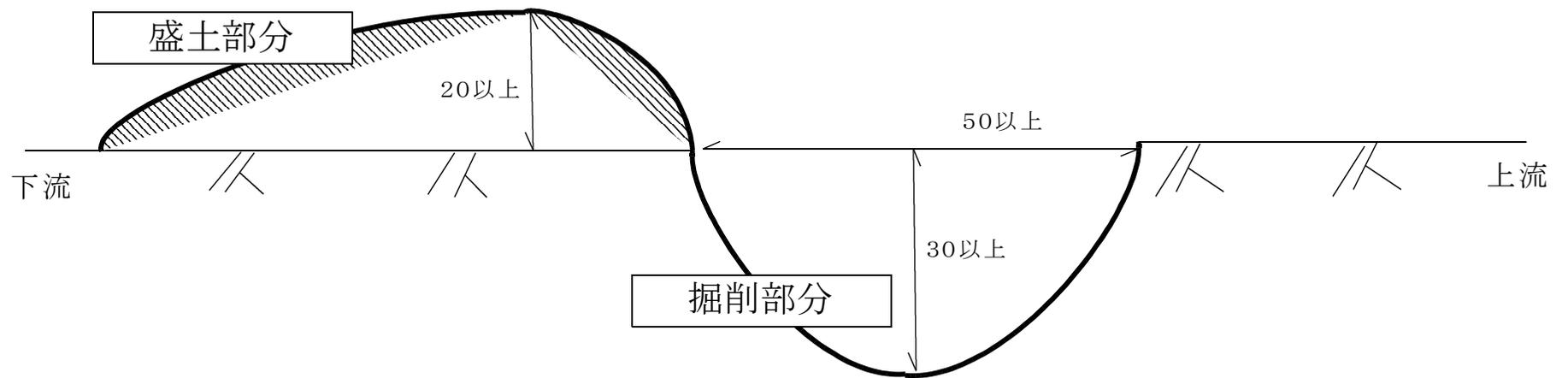
(寸法単位:cm)

クローラタイプに適用

設置密度(標準)

縦断勾配 3~ 5%:100~150mに1箇所

5~12%: 50~ 80mに1箇所



注) 施工は下方に対し斜めに設置し排水を良好にすること

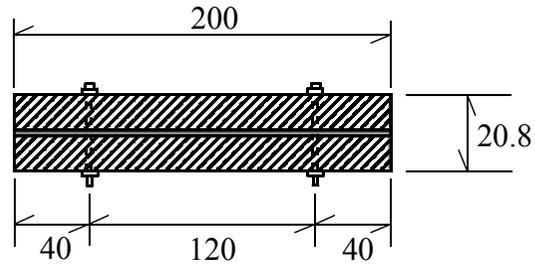
3500

木製構造物

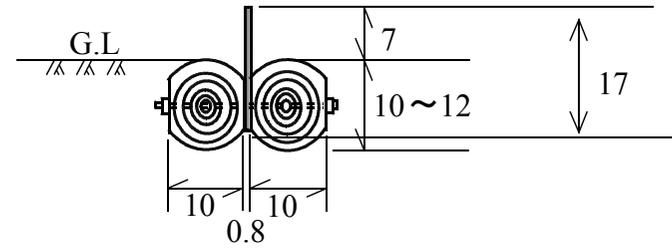
3511

路面排水工(A)

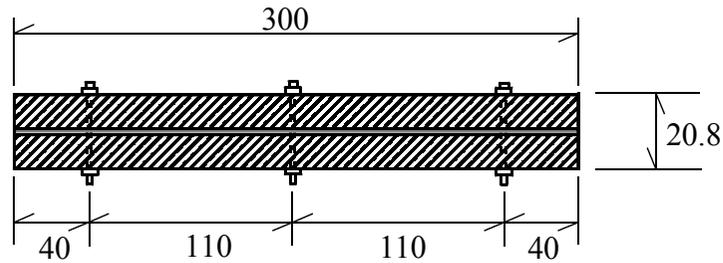
200型 (A)タイプ



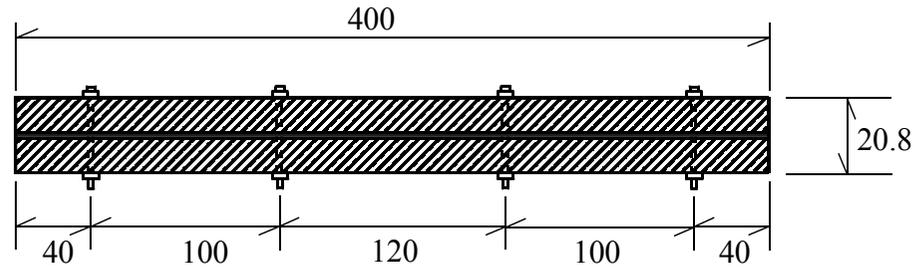
Aタイプ



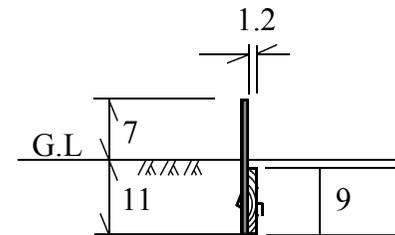
300型 (A)タイプ



400型 (A)タイプ



Bタイプ



ゲート・看板設置工

使用材料：鉄6cm角パイプ 錆止め塗装を基本とする。

看板は、幅45cm、高60cmとし、
「立入禁止、作業道への作業者以外の立入を禁止する。
また、クローラタイプ及びホイールタイプ（軸距4.6m以下）
以外の車輛乗入を禁止する。

〇〇森林管理署長」

と記載しボルトで固定する。

ゲートブーム高

筋交い：鉄筋・タンバックル使用

看板取り付け穴：12mm
9mmボルト4本付き

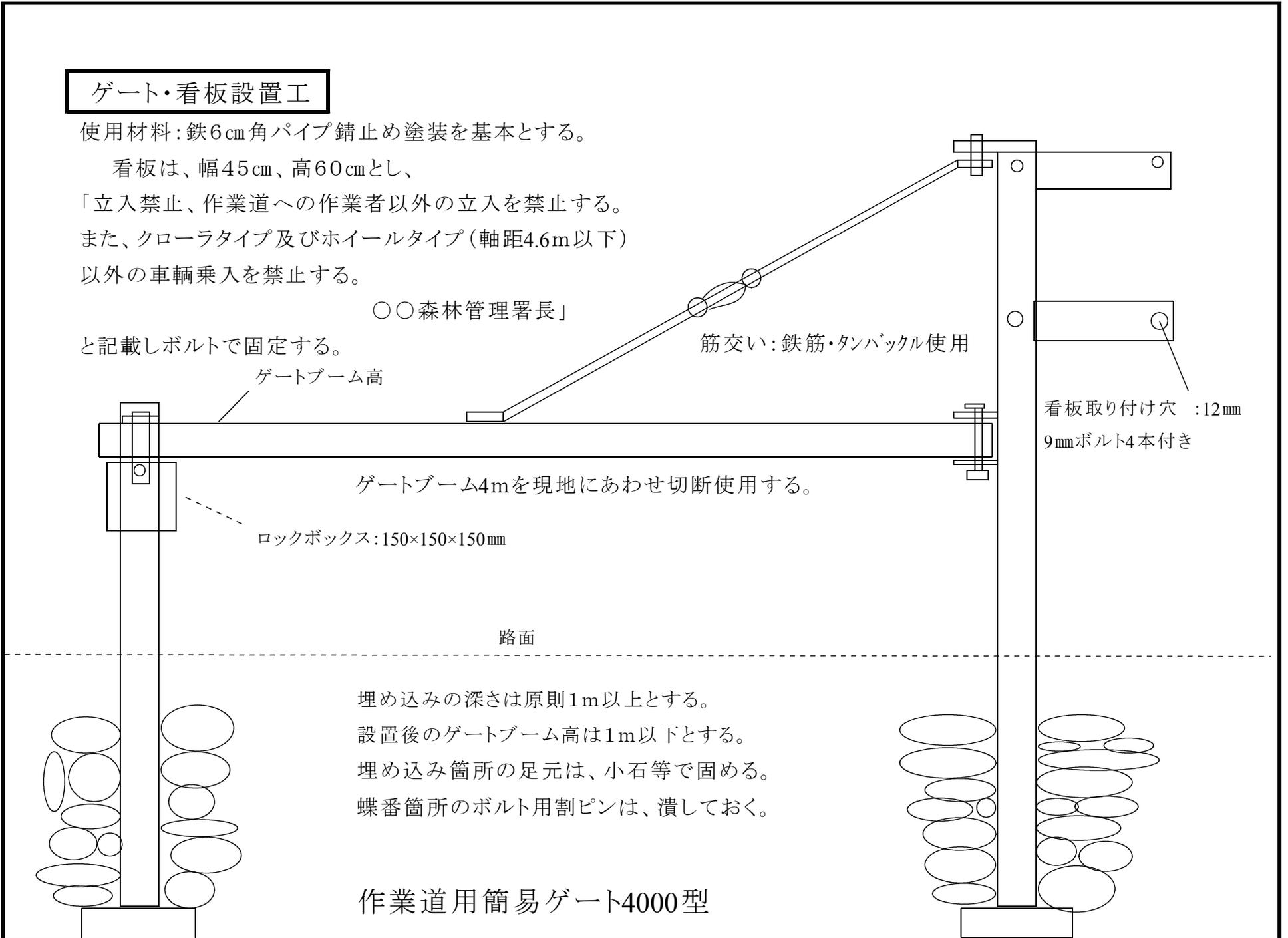
ゲートブーム4mを現地にあわせ切断使用する。

ロックボックス：150×150×150mm

路面

埋め込みの深さは原則1m以上とする。
設置後のゲートブーム高は1m以下とする。
埋め込み箇所の足元は、小石等で固める。
蝶番箇所のボルト用割ピンは、潰しておく。

作業道用簡易ゲート4000型



(造請－9)

地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部または植幅をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

(1) 筋 置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅 2.50 m 筋置幅 1.50 m

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、(1)アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。

(2) 枝条存置

ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。

イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。

(3) 線 地 拵

ア 植筋線の刈払物等は、地上20 cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

(注) 植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。

(4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。

(5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

(造請一 13)

植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第 28 条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha 当たり 1,600 本
 - (2) 列間距離 2.00 m 苗間距離 3.20 m
 - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が 2cm 程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第 1 項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より 2 cm 程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

(造請－ 1 7)

下 刈 作 業 仕 様 書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第30条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
 - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の1/3以下、置筋については1/2以下に刈り払うものとする。
 - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の1/3以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第32条及び第38条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
許容損傷率	5%	4%	3%	2%	1%

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

(造請－ 2 0)

除 伐 作 業 仕 様 書

除伐作業については、造林事業請負標準仕様書第 3 2 条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、現地において発注者の指示した区域とする。
- 2 除伐木は、現に造林木の成長を阻害しているもの及び今後、造林木の成長を阻害するおそれのあるものとする。
ただし、造林木の少ない箇所については、監督職員の指示を受け有用樹類を存置すること。
- 3 除伐木の伐採高は、1 2 0 cm 以下とする。
なお、地形等の制約により前記の伐採高に伐採できない場合は、ただちに監督職員の指示を受けること。
- 4 伐採木は、植栽木の成長に支障とならないよう処理するとともに、大径の除伐木があるときは枝落とし又は巻き枯らしを行うなど、植栽木損傷防止の処置を行うこと。
- 5 植栽木に巻きついている蔓茎類は、根元から切り離すこと。
- 6 その他作業実行に当たって疑問のある場合は、ただちに監督職員の指示を受けること。

材 料 仕 様 書

1 この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2 材料の規格及び数量

材 料 名	品質・規格	数 量	単 位	備 考
スギコンテナ苗木	苗長35cm～65cm	10,592	本	花粉の少ないスギ苗木（無花粉、小花粉、低花粉及び特定苗木）
単木保護具	下記6のとおり	10,592	セット	セット内訳下記6のとおり

※作業場所ごとの数量については、事業内訳書による。

3 請負者は、2を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用すること。

4 請負者は、上記2の苗木について、花粉の少ない苗木（特定母樹等）を使用すること。
なお、「生産事業者表示票」または、「配布事業者表示票」を保管し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。

5 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

6 単木保護具のセット内容は下記を基本とする。

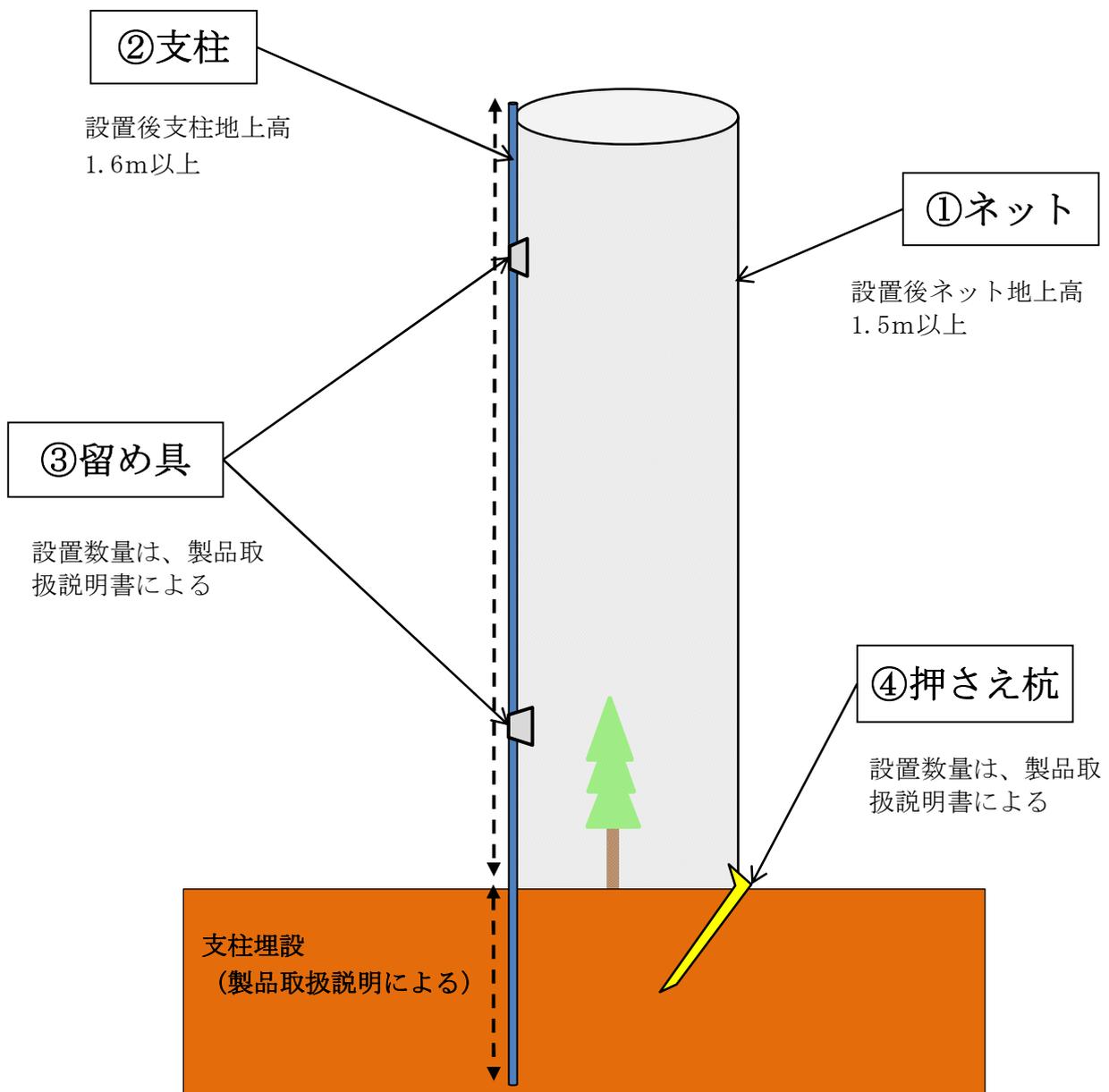
番号	名 称	品質・規格	数 量	単 位
①	ネット	設置仕様書の寸法以上（5年以上の機能維持能力がある製品、またはその実績がある製品）、非生分解性素材、積雪に耐える強度を有するもの	1	枚
②	支柱	設置仕様書の寸法以上、非生分解性素材、積雪に耐える強度を有するもの	1	式
③	留め具	支柱とネットを固定する金具等	1	式
④	押さえ杭	適した長さで強度を有するもの	1	式

7 材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。

上記6について、同等品（品質・規格が同等以上）を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

単木保護具設置仕様書及び定規図（ネットタイプ）

- 1 現地において表示または、指示した区域の植栽木に材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。
- 2 支柱は、地面に打ち込み、しっかりと固定すること。
- 3 ネットは、真っ直ぐかぶせるとともに、地面とのすき間ができないように杭を打ち込むこと。
- 4 留め具を用いて支柱とネットを固定すること。
- 5 材料使用日誌に各人の設置本数を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
- 6 設置については、購入メーカーの製品取扱説明書等を参照すること。
- 7 この仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施すること。



特 記 仕 様 書

1 事故報告書

製品生産事業請負標準仕様書第 21 条に基づく事故報告については、以下のとおりとする。

- (1) 請負者は、事故及び労働災害が発生したときは、速やかに（原則として災害が発生した日）事実関係が明らかな範囲で発注者に報告すること。
- (2) 休業が 4 日以上の場合は、労働安全衛生規則第 97 条第 1 項の規程に基づく労働者死傷病報告（様式第 23 号）の写しを発注者に提出すること。
- (3) 休業が 4 日に満たない場合は、労働安全衛生規則第 97 条第 2 項の規程に基づく労働者死傷病報告（様式第 24 号）の写しを発注者に提出すること。
- (4) 重大な災害（死亡災害等）が発生した場合は、災害にかかる現地調査等を行うことから、請負者は調査に協力すること

2 完了検査

事業完了後における検査の「合否」の判断については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書に基づき適切に実施されており、かつ検査要領に定める基準に適合している場合には「合格」とする。

3 技術提案

- (1) 請負者は、技術提案で採用された内容については、確実に履行すること。
- (2) 請負者が、技術等にかかわる提案が履行できなかった場合で再度事業の実施が困難、あるいは合理的でない場合は、発注者は、事業成績評定について単年度事業の場合にあっては履行できなかった項目ごとに 3 点ずつ減ずる、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに 3 点ずつ減ずる。また、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことがある。
- (3) 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、無償で使用できるものとする。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
- (4) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業の実施方法を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。

4 技術改革等

請負者は、事業完了後、検査実施時までの間に、自ら請負事業地において実施した技術改革等に関する取組の実施状況を発注者が定める様式により、提出することができる。

5 山元巻立

山元巻立については、製品生産事業請負標準仕様書第 33 条によるほか次のとおりとする。

- (1) 巻立数量については、生産資材内訳書に記載している数量とする。

- (2) 巻立を行う素材の規格については、低質材とし、長級 2.0m、径級 8cm 上とする。
- (3) 桤の積み上げの高さは、原則 2.0m以下とし、やむなく 2.0mを越える場合は、安衛法別表第 18 第 15 号に掲げるはい作業主任者を選任し、その指揮により作業を行うこと。
- (4) 請負者は、巻立が完了した場合は、監督職員に報告し数量検査を受けること。

6 森林作業道

- (1) 請負者は、森林作業道を使用して搬出作業を行う場合について、請負者の責任で当該作業道について適宜水切り処理を行い、予想される豪雨等による作業道及び林地の被害防止に努めること。また、作業終了時の措置も同様とする。

(2) 新設・既設森林作業道の修繕

① 稼働時間管理

- ・日々の作業開始及び終了時に建設機械に装備されたアワーメーター等の表示数値を目視確認できるよう撮影すること。また、発注者が別に定める様式に修繕の記録を記載し、写真とあわせて監督職員に提出すること。

修繕した記録は、新設路線、既設路線で分けて記載すること。

② 写真管理

- ・出来形が確認できるものとし、同一位置から作業の着手前・実行中・完了後を撮影して、整理編集の上、監督職員に提出すること。
- ・使用機械は、機種確認ができるよう撮影すること。
- ・被写体には、日付・作業内容・作業場所を記載した表示板を添えること。
- ・表示板が入っていないもの又は不明瞭なものは、台紙に必要事項を記載すること。
- ・提出する写真の大きさは、原則としてサービスサイズ以上のカラー写真とする。
- ・撮影した写真は、新設路線、既設路線で分けて整理編集すること。

(3) 作業内容

- ・既設路線の拡幅については、森林作業道作設標準例（四国森林管理局作成）に基づき、幅員を 2.5m から 3.0m にすること。拡幅により発生する切土については、路盤全体に盛土を行い、十分に締め固めること。

拡幅により、残土が発生する場合は、監督職員の指示によること。

- ・既設森林作業道に発生している崩土については、取り除き、路盤に敷き均しを行い、十分に締め固めすること。
- ・路面整正は、安全に通行できる程度に不陸部分を均すこと。
- ・新設路線の修繕は、集中豪雨等やそれに準ずる状況の修繕を行ったときに支払いし、通常の維持管理の修繕は支払いしない。

7 末木、枝条等

請負者は、末木、枝条等について、流出の恐れのある箇所、林道端、法令等で制限される箇所は山元へ逆送、または支障のない場所に移動させる等、適切な処理を行うこと。これについては、事業実行中及び撤収後も同様とする。

8 伐倒

製品生産事業請負標準仕様書第 27 条に基づく、列状間伐の列幅及び列の取り方については、1 伐 2 残または 1 伐 3 残とし、間伐材積率 30%程度とする。

また、搬出困難区域については、除伐Ⅱ類・保育間伐作業仕様書（未選木林分）に基づき実施すること。

9 生産性向上

- (1) 製品生産事業請負実行管理基準（5 管理項目及び方法(2)(b)ア(ア)①）で定める黑板については、小黑板情報の電子的記入を行うことができる。
- (2) 製品生産事業請負実行管理基準（5 管理項目及び方法(1)(d)ア）で定める事業日報については、発注者の定める事業日報で作成し提出すること。
- (3) 製品生産事業請負実行管理基準（5 管理項目及び方法(1)(b)ア）で定める請負事業進行報告書は、発注者の定める報告書で作成し提出すること。

10 諸法規の遵守

- (1) 請負者は、保安林内作業行為、国定公園にかかる行為、道路の占有等について、県知事同意の範囲内で作業を行うこと。なお、やむを得ず同意の範囲を超えるおそれのある場合は、発注者に対して、県知事との再協議を求めること。
- (2) 請負者は、国縣市町村道において、道路使用許可を必要とする行為を行う場合は、管轄する警察署において、道路使用許可申請の手続きを行い許可を得ること。また、許可後は、道路使用許可証の写しを発注者に提出すること。
- (3) 請負者は、林業用機械で国縣市町村道を走行する場合は、ナンバープレート及びゴム製クローラーを装着すること。

11 無人航空機の飛行

請負者は、国有林内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」（四国森林管理局 HP 参照）を発注者に提出するとともに、無人航空機を飛行させるために入林する場合の注意事項について遵守すること。

12 その他

- (1) 請負者は生産資材の引渡しを受けたときは、発注者の定める生産資材受領書を提出すること。
- (2) 請負者は事業計画書の承諾を受けた後、事業に着手するときは、発注者の定める着手届を提出すること。
- (3) 請負者は支給材料及び貸与品の引き渡しを受けたときは、発注者の定める受領書又は借用書を提出すること。
- (4) 請負者は事業が完了または部分完了したときは、発注者の定める完了届を提出すること。

13 労働災害発生時等の措置

請負者の安全衛生管理の措置が不適切であったため、労働災害が発生した場合、発注者は、請負者に対して、「工事請負契約指名停止措置等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達）に基づき一定期間の停止等の措置を行することができる。また、労働基準監督機関から労働安全衛生の確保に関して、勧告指導を行ったにも関わらず改善されていないと連絡があった場合、発注者は、その内容を勘案して、請負者を契約の相手方としない等の措置を行うことができる。

14 契約時における安全指導

請負者は、発注者が行う契約時の安全指導を受けること。

請負者は、発注者が手交する「林業労働における安全衛生確保のための遵守事項等」を遵守し労働災害防止を図ること。

15 一括発注及び混合契約

(1) 末木枝処理の取扱いについて

① 混合契約においては「立木入札案内書の特約事項（作業上の留意事項）の第6（末木枝条等の処理）」により処理を実施すること。

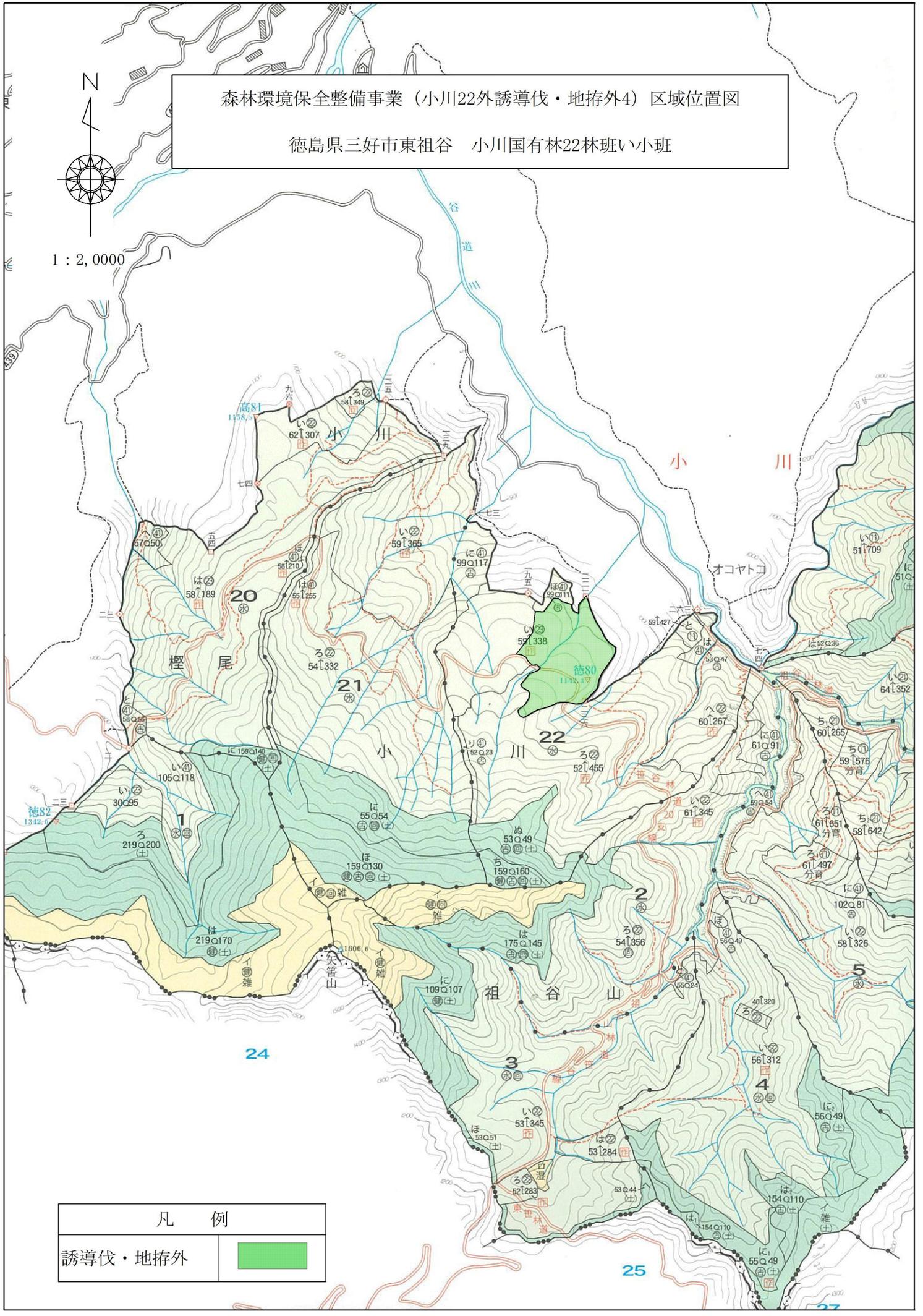
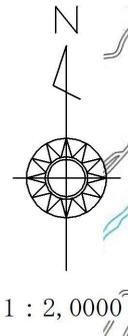
② 一括発注においては、特記仕様書7により処理を行うこととするが、その具体的な処理方法については事業実施前に監督職員及び森林官と事業主または現場代理人との間で指示承諾書を取り交わすこと。

(2) 事業地面積の確定

搬出方法について車両系搬出作業による場合、森林作業道の線形が実行段階でないと確定しない状況から、地拵面積及び植付面積等が確定されていない。このことから、当初契約時は概算による面積とし、搬出完了後に面積を確定し、変更契約を実施することとする。

森林環境保全整備事業（小川22外誘導伐・地拵外4）区域位置図

徳島県三好市東祖谷 小川国有林22林班い小班



凡 例

誘導伐・地拵外

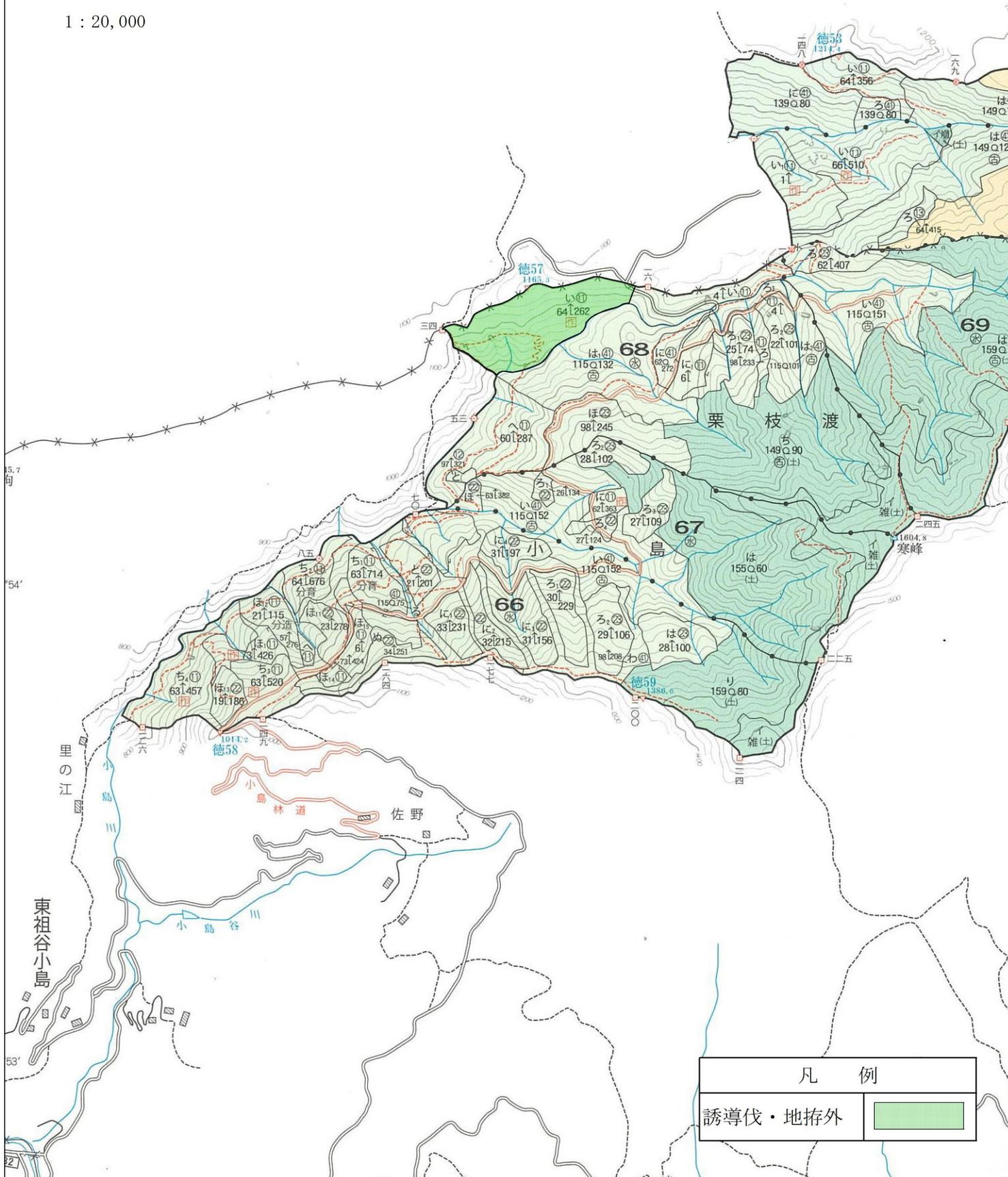


森林環境保全整備事業（小川22外誘導伐・地拵外4）区域位置図

徳島県三好市東祖谷 栗枝渡国有林68林班い小班

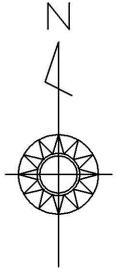


1 : 20,000

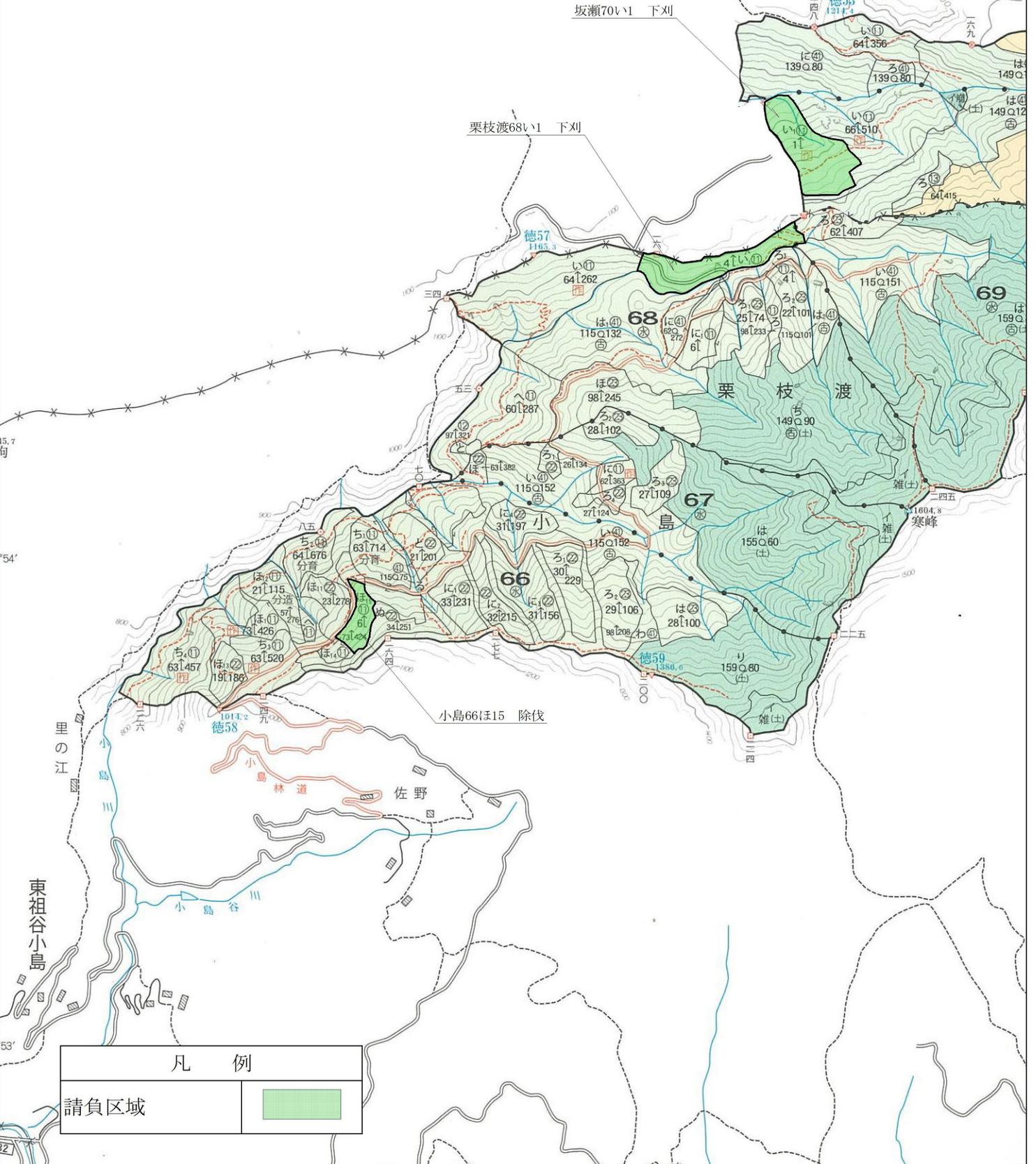


凡 例	
誘導伐・地拵外	

森林環境保全整備事業（小川22外誘導伐・地拵外4）区域位置図
 徳島県三好市東祖谷 栗枝渡国有林68林班い1小班外2



1 : 20,000



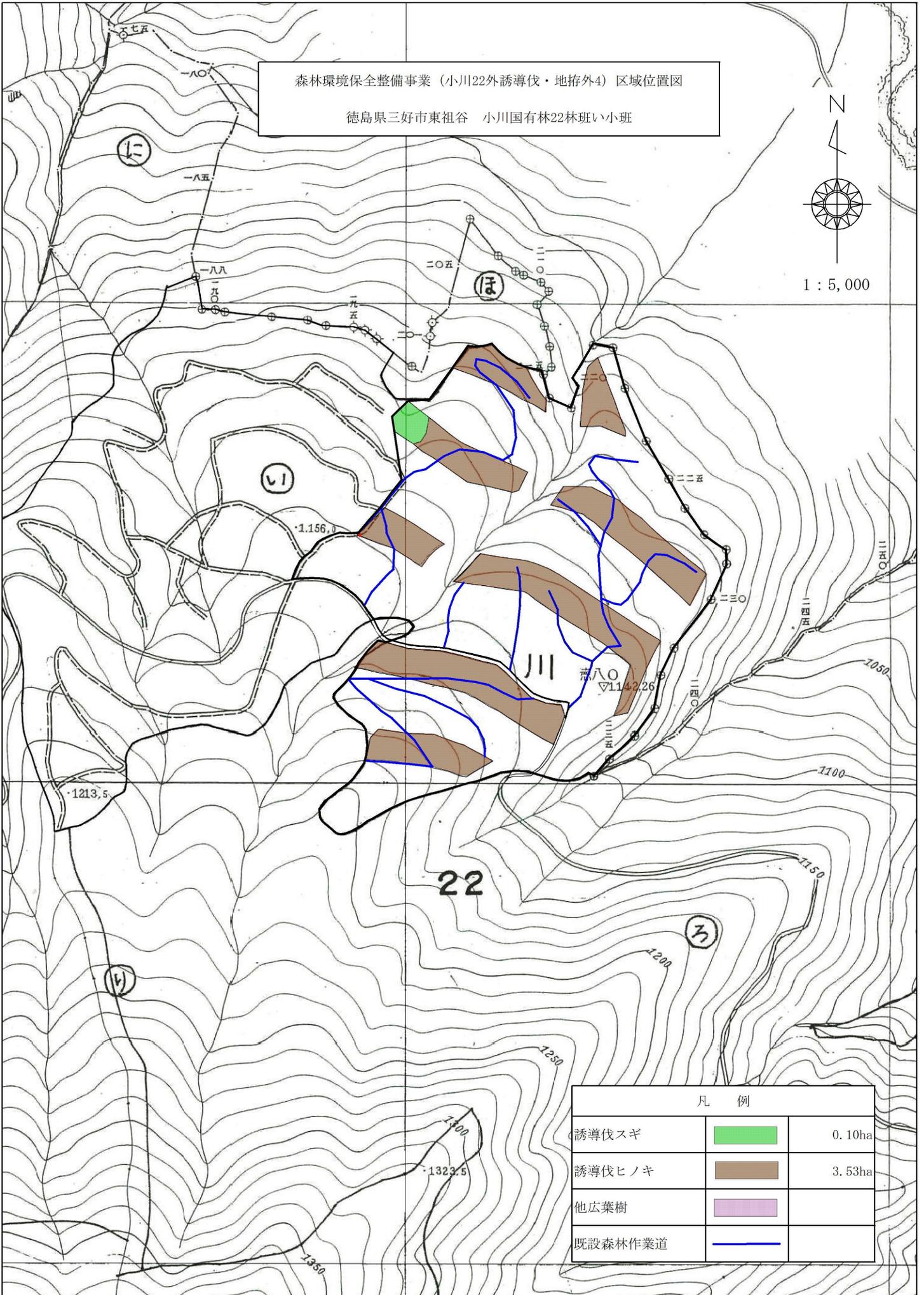
凡 例	
請負区域	

森林環境保全整備事業（小川22外誘導伐・地拵外4）区域位置図

徳島県三好市東祖谷 小川国有林22林班い小班



1 : 5,000



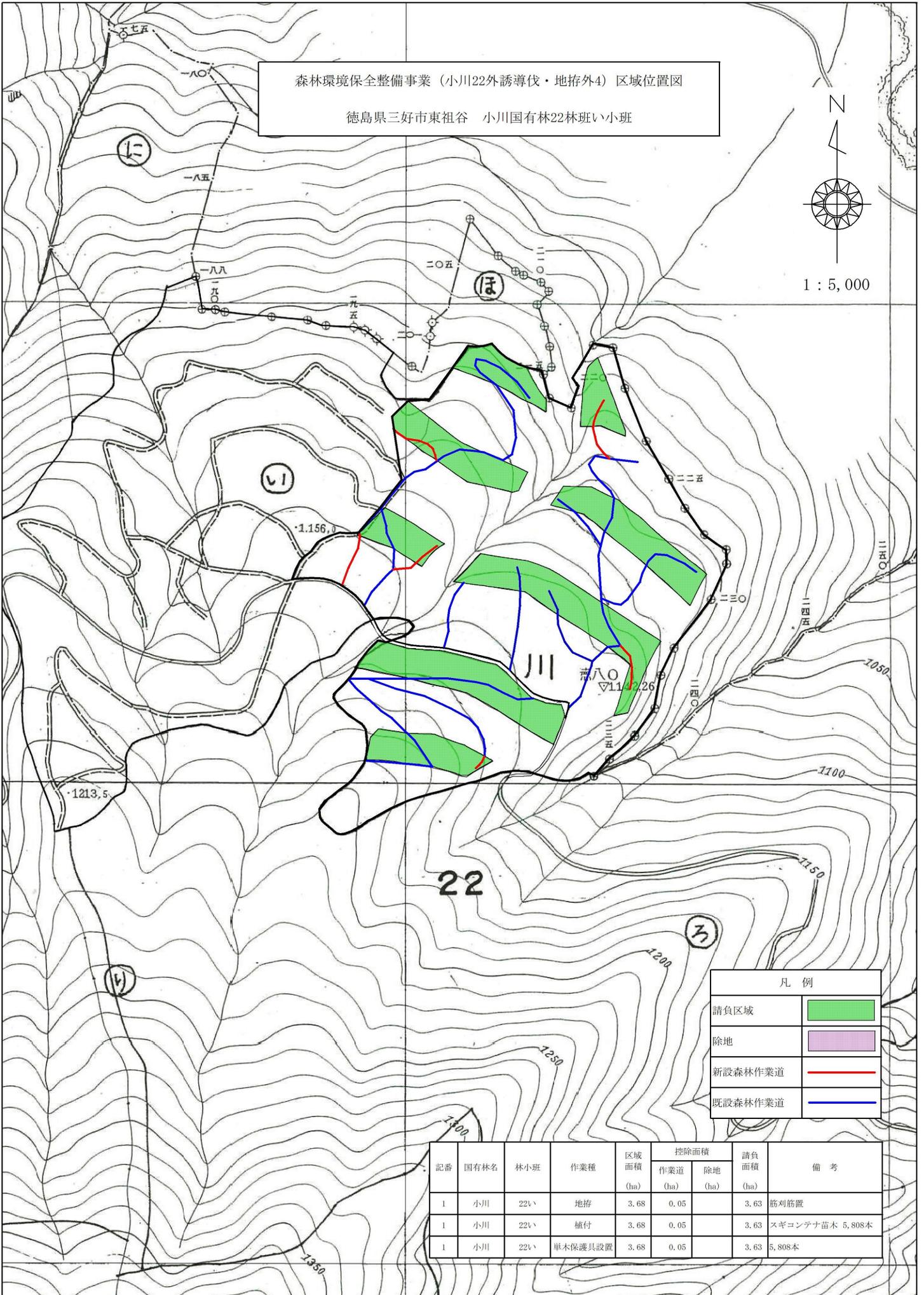
凡 例		
誘導伐スギ		0.10ha
誘導伐ヒノキ		3.53ha
他広葉樹		
既設森林作業道		

森林環境保全整備事業（小川22外誘導伐・地拵外4）区域位置図

徳島県三好市東祖谷 小川国有林22林班い小班



1 : 5,000



凡例	
請負区域	
除地	
新設森林作業道	
既設森林作業道	

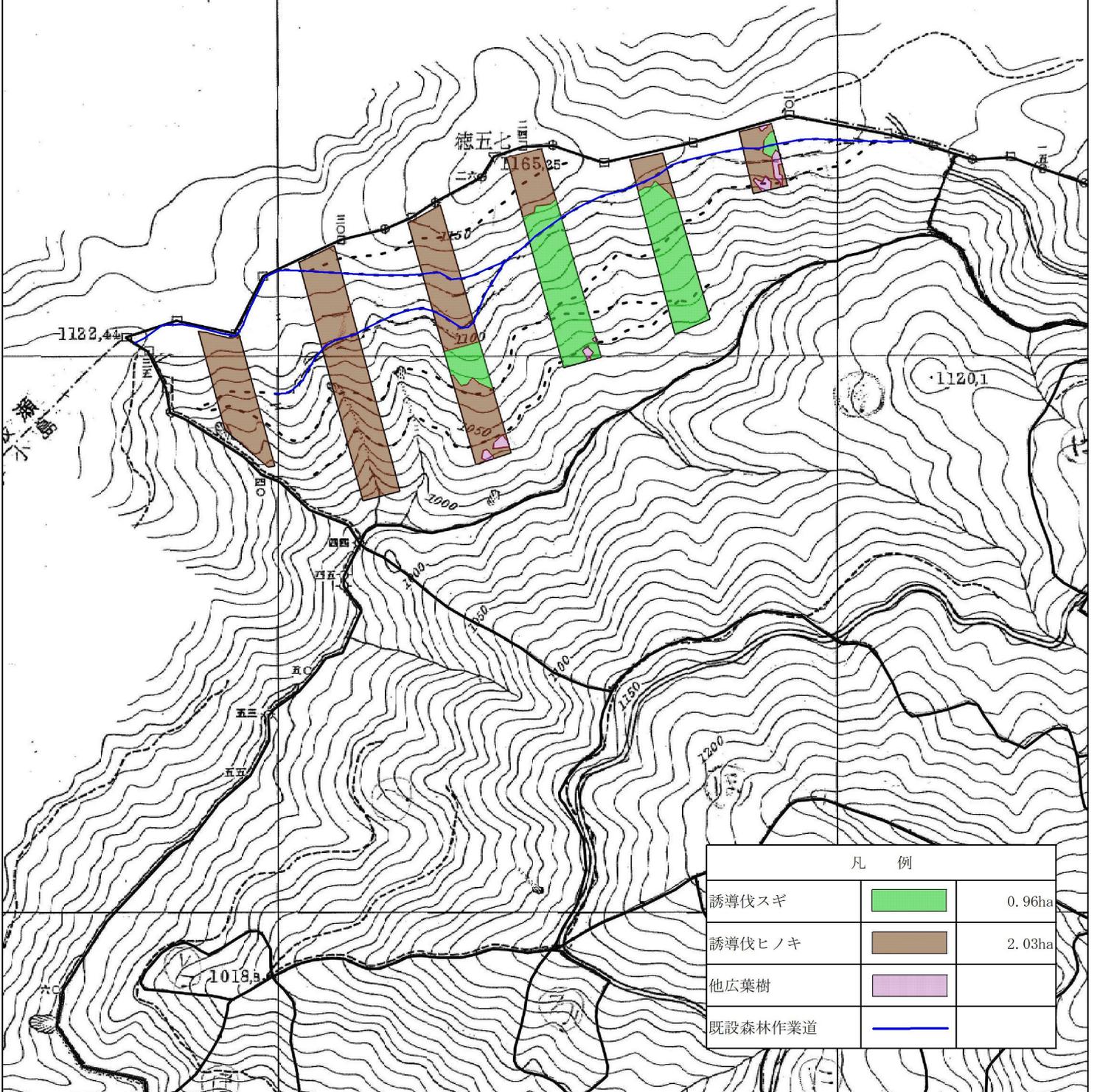
記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積 (ha)	控除面積		請負面積 (ha)	備考
					作業道 (ha)	除地 (ha)		
1	小川	22い	地拵	3.68	0.05		3.63	筋刈筋置
1	小川	22い	植付	3.68	0.05		3.63	スギコンテナ苗木 5,808本
1	小川	22い	単木保護具設置	3.68	0.05		3.63	5,808本

森林環境保全整備事業（小川22外誘導伐・地拵外4）区域位置図

徳島県三好市東祖谷 栗枝渡国有林68林班ⅴ小班



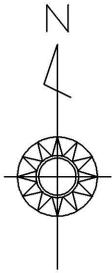
1 : 5,000



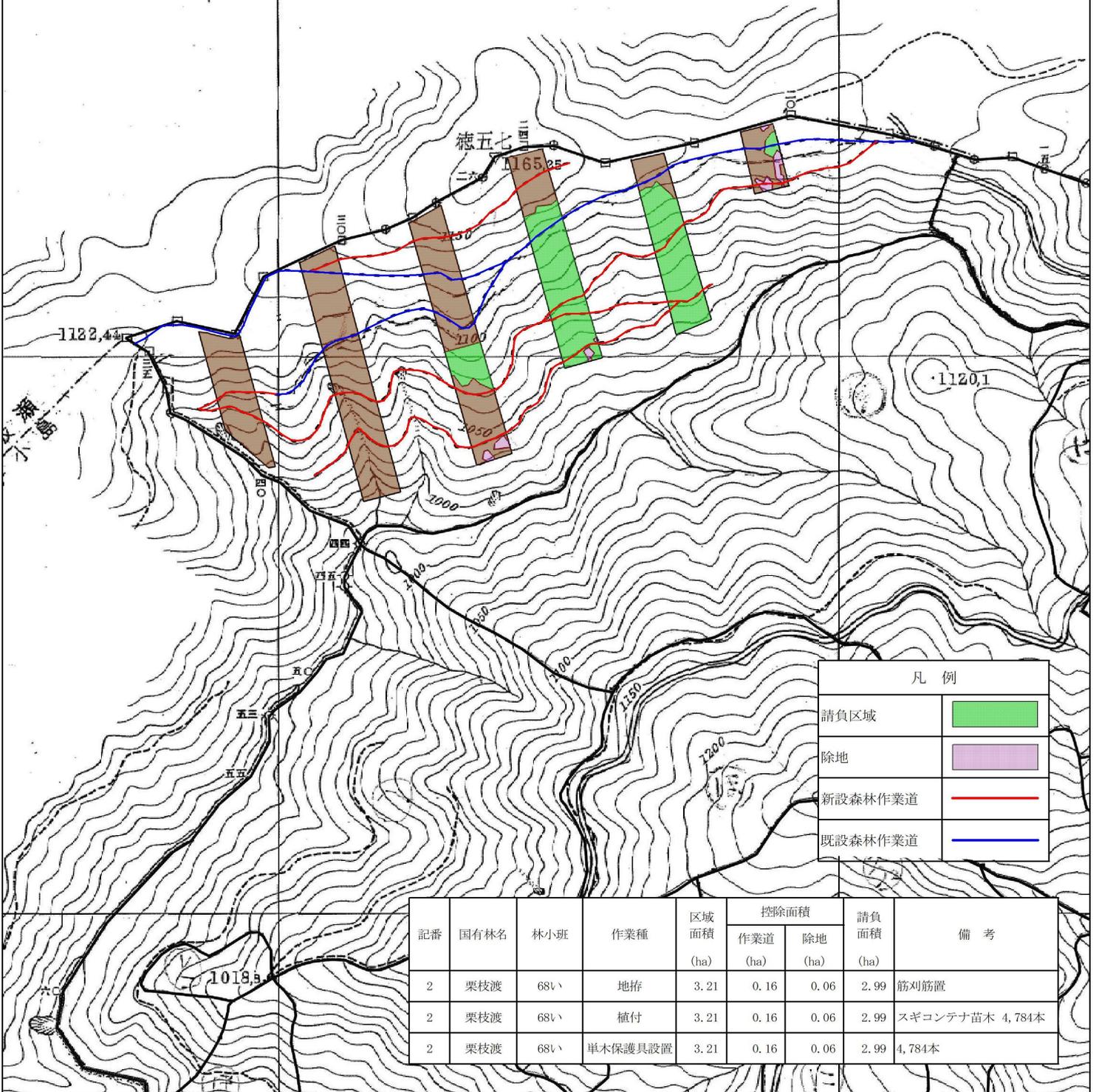
凡 例		
誘導伐スギ		0.96ha
誘導伐ヒノキ		2.03ha
他広葉樹		
既設森林作業道		

森林環境保全整備事業（小川22外誘導伐・地拵外4）区域位置図

徳島県三好市東祖谷 栗枝渡国有林68林班い小班



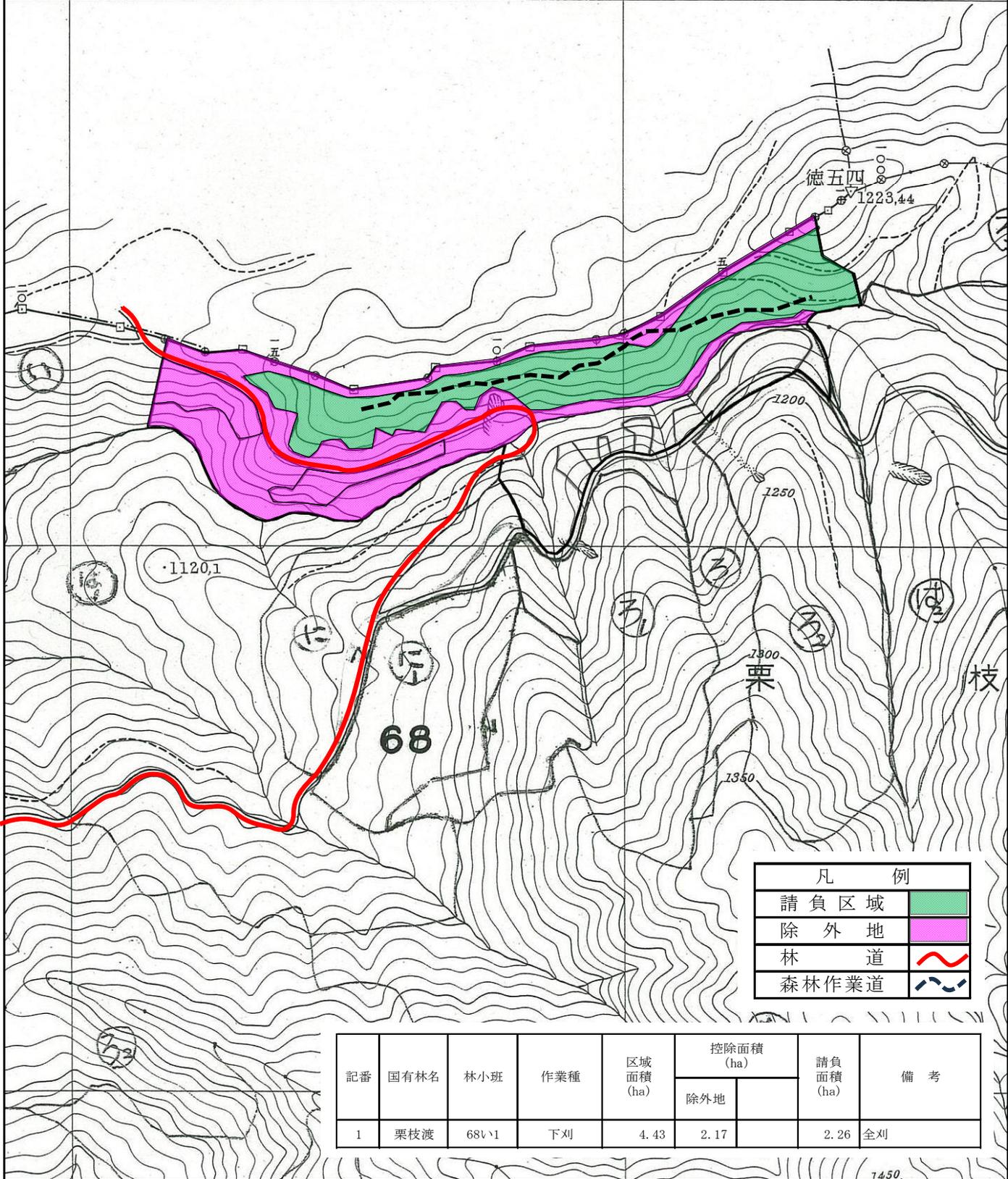
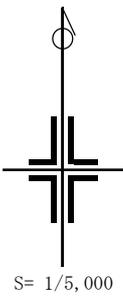
1 : 5,000



凡例	
請負区域	
除地	
新設森林作業道	
既設森林作業道	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積 (ha)	控除面積		請負面積 (ha)	備考
					作業道 (ha)	除地 (ha)		
2	栗枝渡	68い	地拵	3.21	0.16	0.06	2.99	筋刈筋置
2	栗枝渡	68い	植付	3.21	0.16	0.06	2.99	スギコンテナ苗木 4,784本
2	栗枝渡	68い	単木保護具設置	3.21	0.16	0.06	2.99	4,784本

令和 6 年度
 森林環境保全整備事業（小川22外誘導伐・地拵外4）区域位置図
 栗枝渡国有林68林班い1小班



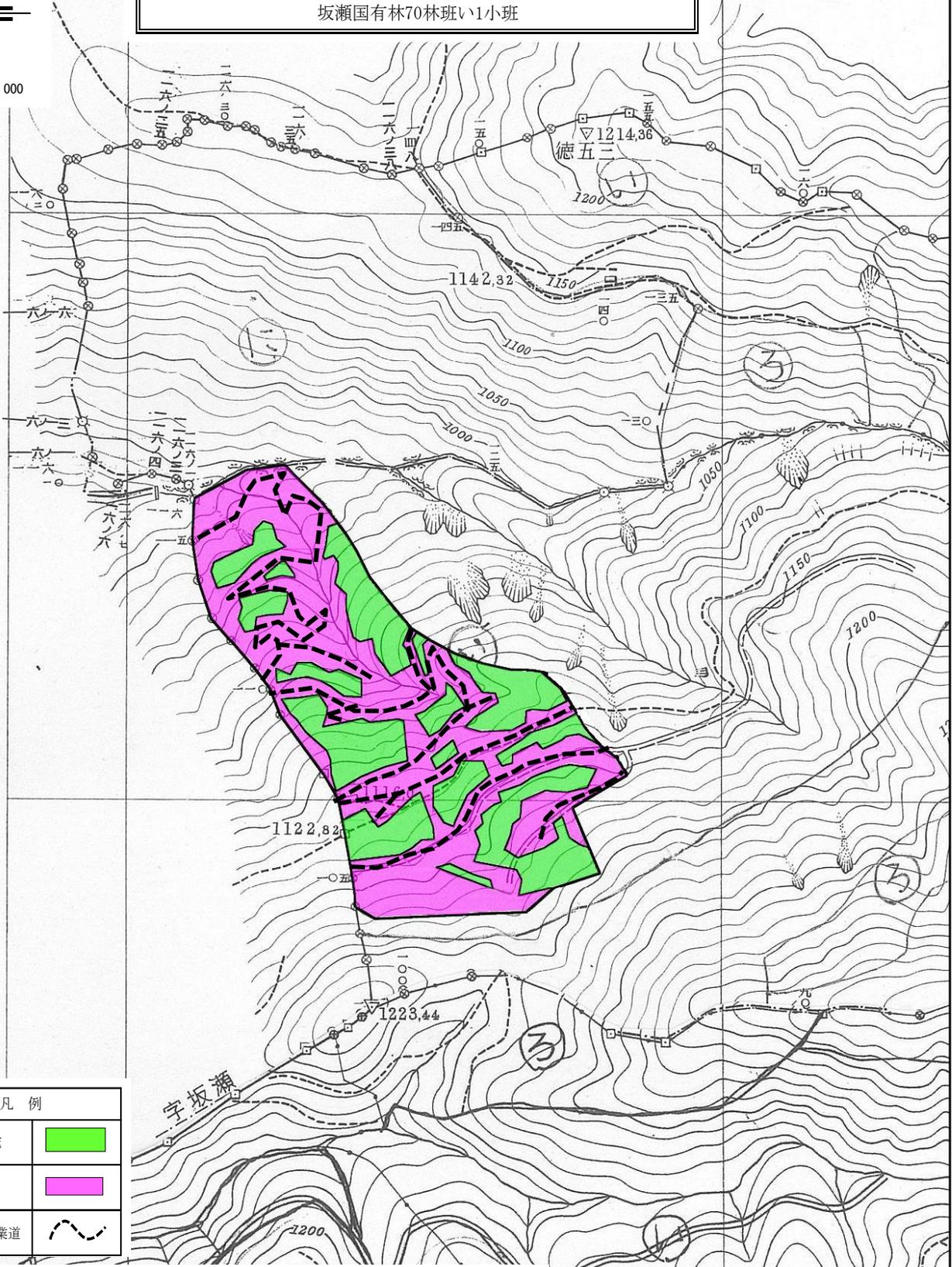
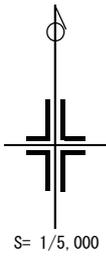
凡 例	
請負区域	
除外地	
林道	
森林作業道	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)		請負面積 (ha)	備考
					除外地			
1	栗枝渡	68い1	下刈	4.43	2.17		2.26	全刈

令和 6 年度

森林環境保全整備事業（小川22外誘導伐・地拵外4）区域位置図

坂瀬国有林70林班い1小班

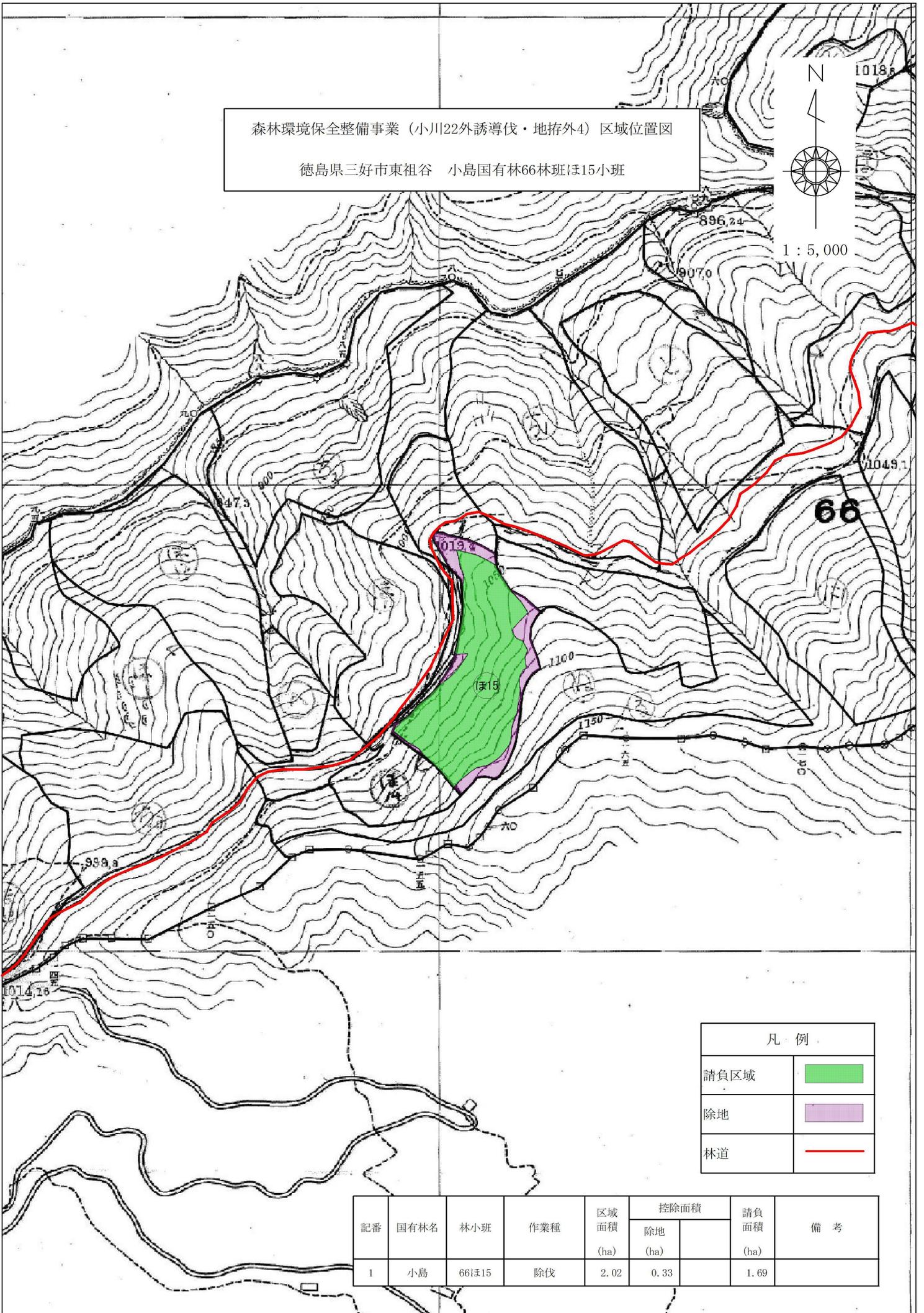
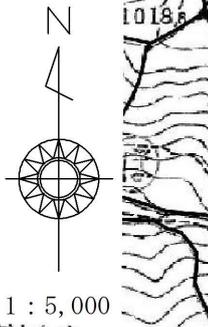


凡 例	
請負区域	
除地	
既設森林作業道	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積 (ha)	控除面積		請負面積 (ha)	備 考
					除地	功程調査		
2	坂瀬	70い1	下刈	6.36	3.78		2.58	

森林環境保全整備事業（小川22外誘導伐・地拵外4）区域位置図

徳島県三好市東祖谷 小島国有林66林班ほ15小班



凡 例	
請負区域	
除地	
林道	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積 (ha)	控除面積		請負面積 (ha)	備 考
					除地 (ha)			
1	小島	66ほ15	除伐	2.02	0.33		1.69	